

第十九回 参議院法務委員会會議録第十六号

昭和二十九年四月八日(木曜日)午前十一時二十四分開会

出席者は左の通り。

委員長 郡 祐一君

理事 上原 正吉君
宮城タマヨ君
龜田 得治君

委員

精見 義男君
中山 福藏君
三橋八次郎君
棚橋 小虎君
一松 定吉君
羽仁 五郎君

政府委員

法務大臣官房調査課長 位野木益雄君
法務省民事局長 村上 朝一君
事務局側 西村 高見君

常任委員 堀 真道君
常任委員 堀 真道君

説明員

最高裁判所事務局長(代理人)(事務局局長) 関根 小郷君

参考人

東京大学教授 菊井 維大君
弁護士 松本 正雄君
東京高等裁判所判事 斎藤 直一君
最高裁判所判事 小林 俊三君

本日の会議に付した事件
○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣送付)
○民事訴訟法等の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(郡祐一君) 只今から委員会を開きます。
裁判所法の一部を改正する法律案、民事訴訟法等の一部を改正する法律案、両案を一括して議題といたしました。今日は参考人の方からの御意見を聴取をいたします。

参考人に対して御挨拶を申し上げます。今日は極めて公務御多端の参考人の各位が本委員会において只今審議をいたしております法案について該博な御意見をお述べ下さい。また、御出席頂きましたことは、当委員会の今後の審議の上に極めて有益なものと存じまして、わざわざ御足労願いました段、厚くお礼を申し上げます。

只今御出席になっております参考人から、これから御意見の發表をお願いいたしますが、大体三十分ぐらいに御意見をとおまとめ頂き、且つその後委員諸君からの御質疑にお答え頂きたいと思っております。先ず東京大学教授菊井維大氏からお願いをいたします。

○参考人(菊井維大君) 裁判所法の一部の改正と民事訴訟法等の一部の改正に関する法律案の二つについて若干意見を申し上げます。今度の改正の大体の狙いは、申すまでもなく最高裁判所の負担の軽減にあると存じます。尤もそれだけでなく、下級裁判所間の負担の調整とか、或いは事務の軽減などに関する規定も含まれておるようでありますが、併しこれは又同時に最高裁判所の負担の軽減にも役立つという意味において、やはりその改正の主流をなすものは、最高裁判所の負担の軽減であると思っております。

最高裁判所の負担が軽減されなければならぬということについては、もう私から申すまでもなく、年々職者の指摘するところがございます。要するに事件が非常に多くなつてゐる。そのために重要な問題についての判決がなかなか下せないというふうな状況にあるわけでありまして、つまりそのため事件の洪水のために、本来の使命を達成することがなからぬ、できないということとをどうして改善するかということが問題であるようでありまして、

と、つまり改正におきましても、やはり新しい最高裁判所の制度の本来の目的を十分達成させるようにしなければならぬのであつて、昔のような大審院の性格のほうに進展するということとは成るべく避けなければならぬということが根本であると思つて、さてこの問題を解決するために、いろいろ代案が提出せられておるようでありまして、代案と申しましても、結局裁判所の機構との関係において考えられなければならないのでありまして、代案の多くはやはりこういう機構と相結んで提出されているように考えられます。例えば最高裁判所の裁判官の負担を軽減するために裁判官の増員をなすべしという議論がございます。この増員論は極めて魅力的である。というのは比較的いろ／＼問題がありますけれども、一応簡単に事が片付くように考えられるわけでありまして、併しこの増員というものは、やはりどの程度増員すれば結局裁判所の負担を軽減することができるかというところのめどがなかなかつきにくいので、又増員ということは結局裁判事務の仕事の分量と比例して増員しなければならぬということも考えますと、社会的、経済的な発展と共に事件が多くなるということになりますと、ますます負数を多くしなければならぬということになります。このことは、ドイツにおきましても、又我が国の大審院時代におきましても、みんなそういうふうになつておりましたので、まあドイツにおいては大審院は多いときは百人近いような判事がいたというふうなことも聞いておるのであります。併しこの増員して仕事を分かち合つて申しまして、それはみんなが手分けをして五、六人で、或いは四、五人で部を作つて、そして事件を片付けて行くということになりますので、従つて今度は大審院の中の各部の判断の統一、判例の統一ということが又問題になつて来るような次第でありまして、これも終局的に申しますと、妥当な解決案だとは申しかねるようでありまして、この大審院の時代におきましても各部の判例が矛盾をしたというふうな事例が少

うであります。で、もとより大審院におきましてもこの法令解釈の統一という仕事を持っておりますけれども、そのほかの例えば違憲裁判をするとか、或いは司法行政をするとか、規則の制定をするというふうな仕事は受持つておらなかつたわけでありまして、従つて問題はこういうふうな新しい最高裁判所の仕事を、どうすれば一番前の法令解釈の統一という仕事と併せて達成できるかというところを主眼としてなければならぬと思つて、従つて単にこの法令解釈の統一というふうなことをだけ達成するということも、やがて昔のような性格というものに返つて来るのではないかと、つまり大審院的な性格というふうなものにだん／＼と戻つて行くというふうなことも考えられるわけでありまして、こういうふうな、つまり改正におきましても、やはり新しい最高裁判所の制度の本来の目的を十分達成させるようにしなければならぬのであつて、昔のような大審院の性格のほうに進展するということとは成るべく避けなければならぬということが根本であると思つて、さてこの問題を解決するために、いろいろ代案が提出せられておるようでありまして、代案と申しましても、結局裁判所の機構との関係において考えられなければならないのでありまして、代案の多くはやはりこういう機構と相結んで提出されているように考えられます。例えば最高裁判所の裁判官の負担を軽減するために裁判官の増員をなすべしという議論がございます。この増員論は極めて魅力的である。というのは比較的いろ／＼問題がありますけれども、一応簡単に事が片付くように考えられるわけでありまして、併しこの増員というものは、やはりどの程度増員すれば結局裁判所の負担を軽減することができるかというところのめどがなかなかつきにくいので、又増員ということは結局裁判事務の仕事の分量と比例して増員しなければならぬということも考えますと、社会的、経済的な発展と共に事件が多くなるということになりますと、ますます負数を多くしなければならぬということになります。このことは、ドイツにおきましても、又我が国の大審院時代におきましても、みんなそういうふうになつておりましたので、まあドイツにおいては大審院は多いときは百人近いような判事がいたというふうなことも聞いておるのであります。併しこの増員して仕事を分かち合つて申しまして、それはみんなが手分けをして五、六人で、或いは四、五人で部を作つて、そして事件を片付けて行くということになりますので、従つて今度は大審院の中の各部の判断の統一、判例の統一ということが又問題になつて来るような次第でありまして、これも終局的に申しますと、妥当な解決案だとは申しかねるようでありまして、この大審院の時代におきましても各部の判例が矛盾をしたというふうな事例が少

うであります。で、もとより大審院におきましてもこの法令解釈の統一という仕事を持っておりますけれども、そのほかの例えば違憲裁判をするとか、或いは司法行政をするとか、規則の制定をするというふうな仕事は受持つておらなかつたわけでありまして、従つて問題はこういうふうな新しい最高裁判所の仕事を、どうすれば一番前の法令解釈の統一という仕事と併せて達成できるかというところを主眼としてなければならぬと思つて、従つて単にこの法令解釈の統一というふうなことをだけ達成するということも、やがて昔のような性格というものに返つて来るのではないかと、つまり大審院的な性格というふうなものにだん／＼と戻つて行くというふうなことも考えられるわけでありまして、こういうふうな、つまり改正におきましても、やはり新しい最高裁判所の制度の本来の目的を十分達成させるようにしなければならぬのであつて、昔のような大審院の性格のほうに進展するということとは成るべく避けなければならぬということが根本であると思つて、さてこの問題を解決するために、いろいろ代案が提出せられておるようでありまして、代案と申しましても、結局裁判所の機構との関係において考えられなければならないのでありまして、代案の多くはやはりこういう機構と相結んで提出されているように考えられます。例えば最高裁判所の裁判官の負担を軽減するために裁判官の増員をなすべしという議論がございます。この増員論は極めて魅力的である。というのは比較的いろ／＼問題がありますけれども、一応簡単に事が片付くように考えられるわけでありまして、併しこの増員というものは、やはりどの程度増員すれば結局裁判所の負担を軽減することができるかというところのめどがなかなかつきにくいので、又増員ということは結局裁判事務の仕事の分量と比例して増員しなければならぬということも考えますと、社会的、経済的な発展と共に事件が多くなるということになりますと、ますます負数を多くしなければならぬということになります。このことは、ドイツにおきましても、又我が国の大審院時代におきましても、みんなそういうふうになつておりましたので、まあドイツにおいては大審院は多いときは百人近いような判事がいたというふうなことも聞いておるのであります。併しこの増員して仕事を分かち合つて申しまして、それはみんなが手分けをして五、六人で、或いは四、五人で部を作つて、そして事件を片付けて行くということになりますので、従つて今度は大審院の中の各部の判断の統一、判例の統一ということが又問題になつて来るような次第でありまして、これも終局的に申しますと、妥当な解決案だとは申しかねるようでありまして、この大審院の時代におきましても各部の判例が矛盾をしたというふうな事例が少

うであります。で、もとより大審院におきましてもこの法令解釈の統一という仕事を持っておりますけれども、そのほかの例えば違憲裁判をするとか、或いは司法行政をするとか、規則の制定をするというふうな仕事は受持つておらなかつたわけでありまして、従つて問題はこういうふうな新しい最高裁判所の仕事を、どうすれば一番前の法令解釈の統一という仕事と併せて達成できるかというところを主眼としてなければならぬと思つて、従つて単にこの法令解釈の統一というふうなことをだけ達成するということも、やがて昔のような性格というものに返つて来るのではないかと、つまり大審院的な性格というふうなものにだん／＼と戻つて行くというふうなことも考えられるわけでありまして、こういうふうな、つまり改正におきましても、やはり新しい最高裁判所の制度の本来の目的を十分達成させるようにしなければならぬのであつて、昔のような大審院の性格のほうに進展するということとは成るべく避けなければならぬということが根本であると思つて、さてこの問題を解決するために、いろいろ代案が提出せられておるようでありまして、代案と申しましても、結局裁判所の機構との関係において考えられなければならないのでありまして、代案の多くはやはりこういう機構と相結んで提出されているように考えられます。例えば最高裁判所の裁判官の負担を軽減するために裁判官の増員をなすべしという議論がございます。この増員論は極めて魅力的である。というのは比較的いろ／＼問題がありますけれども、一応簡単に事が片付くように考えられるわけでありまして、併しこの増員というものは、やはりどの程度増員すれば結局裁判所の負担を軽減することができるかというところのめどがなかなかつきにくいので、又増員ということは結局裁判事務の仕事の分量と比例して増員しなければならぬということも考えますと、社会的、経済的な発展と共に事件が多くなるということになりますと、ますます負数を多くしなければならぬということになります。このことは、ドイツにおきましても、又我が国の大審院時代におきましても、みんなそういうふうになつておりましたので、まあドイツにおいては大審院は多いときは百人近いような判事がいたというふうなことも聞いておるのであります。併しこの増員して仕事を分かち合つて申しまして、それはみんなが手分けをして五、六人で、或いは四、五人で部を作つて、そして事件を片付けて行くということになりますので、従つて今度は大審院の中の各部の判断の統一、判例の統一ということが又問題になつて来るような次第でありまして、これも終局的に申しますと、妥当な解決案だとは申しかねるようでありまして、この大審院の時代におきましても各部の判例が矛盾をしたというふうな事例が少

うであります。で、もとより大審院におきましてもこの法令解釈の統一という仕事を持っておりますけれども、そのほかの例えば違憲裁判をするとか、或いは司法行政をするとか、規則の制定をするというふうな仕事は受持つておらなかつたわけでありまして、従つて問題はこういうふうな新しい最高裁判所の仕事を、どうすれば一番前の法令解釈の統一という仕事と併せて達成できるかというところを主眼としてなければならぬと思つて、従つて単にこの法令解釈の統一というふうなことをだけ達成するということも、やがて昔のような性格というものに返つて来るのではないかと、つまり大審院的な性格というふうなものにだん／＼と戻つて行くというふうなことも考えられるわけでありまして、こういうふうな、つまり改正におきましても、やはり新しい最高裁判所の制度の本来の目的を十分達成させるようにしなければならぬのであつて、昔のような大審院の性格のほうに進展するということとは成るべく避けなければならぬということが根本であると思つて、さてこの問題を解決するために、いろいろ代案が提出せられておるようでありまして、代案と申しましても、結局裁判所の機構との関係において考えられなければならないのでありまして、代案の多くはやはりこういう機構と相結んで提出されているように考えられます。例えば最高裁判所の裁判官の負担を軽減するために裁判官の増員をなすべしという議論がございます。この増員論は極めて魅力的である。というのは比較的いろ／＼問題がありますけれども、一応簡単に事が片付くように考えられるわけでありまして、併しこの増員というものは、やはりどの程度増員すれば結局裁判所の負担を軽減することができるかというところのめどがなかなかつきにくいので、又増員ということは結局裁判事務の仕事の分量と比例して増員しなければならぬということも考えますと、社会的、経済的な発展と共に事件が多くなるということになりますと、ますます負数を多くしなければならぬということになります。このことは、ドイツにおきましても、又我が国の大審院時代におきましても、みんなそういうふうになつておりましたので、まあドイツにおいては大審院は多いときは百人近いような判事がいたというふうなことも聞いておるのであります。併しこの増員して仕事を分かち合つて申しまして、それはみんなが手分けをして五、六人で、或いは四、五人で部を作つて、そして事件を片付けて行くということになりますので、従つて今度は大審院の中の各部の判断の統一、判例の統一ということが又問題になつて来るような次第でありまして、これも終局的に申しますと、妥当な解決案だとは申しかねるようでありまして、この大審院の時代におきましても各部の判例が矛盾をしたというふうな事例が少

からず指摘されておつたのでありま
す。けれども連合部と申しまして、大
審院の裁判官全体がこの一つの大きな
部になつて合議してきめるということ
もありませうけれども、これは容易に
……なかにむずかしいというふうなこ
とで、ややもすればこれを回避する
という傾向にあつたように記憶いたして
おるのであります。従つて私は増員論
で解決するということはいろ／＼難点
があるように思ひますし、殊に新らし
い最高裁判所の、この場合におきまし
ては違憲審査につきましてもやはり全
員がこれについて合議をしなければなら
んとすることになりませうと、やはり
判事の数がおのずから制限されて来る
と存じます。そういう意味において、
この増員論ということには、この新ら
しい最高裁判所の性格と相容れないも
のがあるのではないかと、いうふうにも
思うのであります。

なお一つの案といたしましては、現
在は違憲裁判ということのほかに民
事、刑事の一般の裁判をいたすこと
もなつておるのであります。こ
ういふ民事、刑事の裁判というものは、
別に上告裁判所を設けてこれをして管
轄せしめるというふうな意見もあるの
であります。そうしてこの違憲裁判
についてのみ更に最高裁判所に判定を
求めるべきだというふうにする案もご
ざいます。これはやはり現在の三審
制度というものに更に一審を加える
というふうな結果になるのではないか。
スモール・シュープリム・コートと
いうようなものを作ることになつて、
その点から屋上屋を架するやうな形に
なるのではなからうか。そういう意味
で私はこれに賛成いたしかねるわけ

あります。

ところが今度の改正は、こ
ういつた機構の改正というものを離れ
たてたわけでありませう。離れたとい
うことは、結局その司法制度部会にお
いて裁判所の機構に関する意見がま
まらなかつたということにあるわけ
であります。そういう制約の下で改正す
るといふことになつて参つたわけであ
ります。そういったしますと、やはりこ
の改正といたしましては、上告を何か
制限する方法が必要だということにな
りますが、さてその際に、従来御承知
のことくに、この最高裁判所における
民事上告事件の審判の特例に関する法
律というものがございまして、上告理
由をい／＼申立てて参りました場合
においても、この法令の解釈に關して
重要な主張を含んでおるものについて
は注意すれば足りる。つまり最高裁判
所がその事件について或る一定の見解
を示しますと、それが判例となつて事
後の法律解釈に対する指導的な役割を
果し得るというふうな場合に、そうい
うものだけを上げればよろしいと、
ここのうふうな法律ができておつたわ
けであります。私の考えからいたしま
すと、この方式の改正ということがや
はりいいのではないかと、いうふう
に考へております。又實際上も相当これ
によつて負担の軽減ができていたとい
うふうな考へられおるのであります。
尤もここのう改正に對しては、つ
まり最高裁判所が重要でない、こ
ういふうに認められた場合には、その
もかまわぬものであります。勿論調査し
て調査しなくてはならないと考へま
す。つまりこれは重要なものを重要でな

い、ないと考へてはねつてしま
う。いふふうな結果になつて、その民権が
尊重されないと、ここのうふうなこ
とが大変恐ろしい、それでは正當な裁
判とは言えないではないかと、いうふう
な非難があつたやうであります。そう
して又今でもそういうふうな御意見を
持つておられる方もあるやうに聞いて
おります。併し判例集などを見ま
しても、重要でない、ここのう判断して
おられるやうなことはちよつと見付から
ないやうにも、私には思われるのであり
まして、又むしろい／＼な判例を見
ておられます。ここのうものを重要だ
と言つて取上げておられるのかと思
うやうなものまで取上げておられる
で、むしろ穏やかに取扱つておられる
のではないかと、いうふうな思ふのであ
ります。裁判官のことを私裁判官でな
いのに申しますと如何かと思ひます。け
れども、要するに日本の裁判官は従来
非常に良心的、而も非常に慎重に事
運ぶやうな訓練を受けているのであり
ますからして、そういう意味において
私は、従つてこの特例法が厳格にとい
うよりも、むしろ緩やかに適用されてい
たところと感ぜられるのは、さういつた
ところと原因があるのではないかと考へ
と思つておるのであります。併しこの
特例法については一般の方々には廃止す
べきであるというふうな議論が強く、
従つてこの廃止を、この法律は本年の
六月の一日から効力を失ふことになつ
ておつて、それを恒久法として民訴の
中に取入れるというところは困難である
やうに考へられたことと考へてお
ります。若しこれが残れば私はそれ
が一番いいというふうな考へてお

す。

併しこれがなければどうするか、そ
れならば前の何にも制限をしない状態
に置いておくかという、それでは又
最高裁判所の働きがぶることになり
ますから、そこで今度のやうな改正案
が出されたのではないかと、いうふう
に存するのであります。従つて私から申
しますと、この上告制度の改善、上告
の制限などに関しまして、この法案に
よりませうと、「判決ニ影響ヲ及ボス
ト明ナル法令ノ違背アルコトヲ理由ト
スルトキニ限リ之ヲ為スコトヲ得」と
いうふうな形になつてお
るのであります。併し今の特例法
によるしほり方と比べますと非常に弱
いというふうな思ふのであります。判
決のい／＼の瑕疵、間違ひという
やうなものについて、それがあつたら
うな判決はおかしい、改められたい
と言つて来たときに、その申立てられ
た理由が、判決の内容と因果關係、即ち若
しもそれが正當に解釈されたならば、
判決の結論は違つていたであらうとい
うやうな場合でない、この上告が立
たないというふうなことになる
のであります。ところがこの影響がある
かないか、さういふやうな因果關係が
あるかないかというふうなことは大變
に判断のむずかしいところでありませ
う。それがもう明解極まつて一点の
疑いもないというふうなことは、比較
的少いと言つたら言ひ過ぎかも知れま
せんけれども、少いというふうなみ
なも言つておられるやうであります。従
つて現在ではさういふやうな可能性があ
るといふことであれば、これは法令違
背があるというふうな考へて、判決を
破棄するというふうな考へてお

たやうであります。従つて明らかだと
いうやうなことを加えました場合に、
どれだけそれをしほれるかということ
になりますと問題であります。まあ
私の考へては、若干心理的な影響ぐら
いのものではないかと、いうふうにも思
うのであります。又或る方の説明で
すとメーカーリツカイト可能性からワ
ルンヤインリツヒカイト蓋然性の程度
まで高まるから、若干の制限ができるの
ではないかというふうな考へられて
おります。私もそれも一理あるとい
うふうな考へておられます。そこで併しな
がら、まあほかの点、例えば簡易裁判
所の事件が現在三万円を超えない事件
に限るといふことになつておられます
を、例えばこれを二十万円に上げると
か、或いは調書の簡素化を図るとい
うやうな考へとか、或いは若干の判決に對
する上告を制限するなどというふうな
ことによりまして、私は今度の改正案に
おきましては上告裁判所たるこの最高
裁判所の負担がよほど軽減されるの
ではないか、さういふやうな考へ
から二つの法律案が提出されました
けれども、直接にこの制限を担つて
上告理由についての合理化とか或いは
制限というふうな考へでは、なかに
この目的は達しないのではないかと
いうやうな気がするくらいでござい
ます。むしろその簡素化の範圍など、
事物管轄の範圍の拡張というやうな
こと、その他によりまして却て負担の
軽減が図れるのではなからうかとい
うやうな考へておられます。

そこで二、三この改正の要点につ
きまして私の意見を簡単に申上げた

存じます。この改正につきましましては、一つはこの上告手続、上告理由の制限というふうなことで、それから仮差押、仮処分の判決の上告の制限、それから仮執行の宣言の付く判決に対する上告の場合の執行停止の要件の拡張、それから簡易裁判所の事物管轄の簡明の拡張と、こういうような点がござい

ますが、主として一応これを第一のものと最後のものについて御説明申上げたい、意見を申上げたいと存じます。で、第一のまあ上告手続のことです。第一の上告理由の制限のことでありまして、先ほど申しましたように現行法では「法令ニ違背シタルコトヲ理由トスルトキニ限リ之ヲ為スコトヲ得」とのみ書いてあります。ここに「判決ニ影響ヲ及ボスコトヲ得」というふうな定めようとい

題になりますのは、この上告を提起いたしますと、従来は原裁判所なり、或いは上告裁判所、最高裁判所で問題になると思いますが、この上告状を提出したすことになつておりました、その上告が適法であるかどうかが、理由があるかどうかという適式であるかどうかという点を調べ

たすことになつておりました。で、改正法律案の三百九十九条を見ますと、「上告ノ提起ハ上告状ヲ原裁判所ニ提出シテ之ヲ為スコトヲ要ス」と、提出シテ之ヲ為スコトヲ要スとい

書ヲ提出セズ又ハ上告ノ理由ノ記載カ同条第二項ノ規定ニ違背スルトキ」これはこの上告理由書を必ず付けて出すか、或いは出さなければ最高裁判所の規則に定めるところによつて、上告理由書を原裁判所に出さなければならぬ

ことになつておりました。で、併しな

場合のみ限定されることになりま

すべしだといふ考えをお持ちになるかと思ひます。「上告が法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」、こ

上告を却下する、原裁判所が却下する

が、併しこの決定に対して即時抗告を

うふうなことを規定した場合に限つて
いるからであります。その点は、これ
らはどうも原裁判所がなしたという
ふうな決定に對しても即時抗告がな
し得るようは一見見えますけれども、併
し他の条文との關係から申しますと、
これは高等裁判所が原裁判所で、そ
うして決定で上告を却下したというも
のに對しては、即時抗告という途はない
わけでありませう。ですから、その意味
において或いは軒捨御免になるのじや
ないかというふうな不安も持たれるか
と思つたのでありますけれども、先ほど
も申しましたように、明らかというこ
とが二重になつております。又従来の
経験から申しまして、それが濫用され
るよりもむしろ働かぬがぶくなるとい
うようになるのじやないかとすら思わ
れるわけでありませう。尤も、この点に
ついて一つ懸念されるのは、裁判官の
除斥、忌避という規定が民事訴訟法の
三十五條以下にございませうが、これは
前審の裁判に關与した裁判官は、同じ
事件が上級審に來たとき上級審の裁判
官として職務の執行をしてはならん
といふことになつてゐるのであります。
ところが、これは丁度上級審に行つた
わけではありませぬけれども、そのや
つた裁判官がまさにその上告が適法
だ、或いは上告理由があるかないか
といふことについて一応審判をするとい
うことになりませうので、その点は若干
疑問があるかと思つたのであります。そ
のほか、上告裁判所が差戻しをしたと
きに、もとの裁判をした裁判官に扱わ
せないといふふうな規定もあるのと考
へますと、この点は如何かと思つた
のでありますけれども、併しまあこの規
定から申しますと、法律でこういう場

合を除外したということになりませう
から、こういう規定が明文で置かれてお
ります以上は、それとまあ關係、影響
は受けないといふふうな考へてよい
と思つたのであります。この条文の狙ひは、恐
らく前の不服を申し立てられた、上告を
申し立てられた裁判をした裁判官がま
さにこの裁判をなすところにある
と思つたのであります。ほかにも裁判官が
んだから、前にその事件に關与した、
前にその裁判に關与した裁判官はこの
上告却下の決定をすべきでないとい
ふうにいたしまして、ほかの裁判官に
やらせるといふことになりませうと、こ
れは又その事件のことをよく知らない
ものでございませう。とも努力をたくさん
必要とするところになると思つたので
あります。従つて、却つて、非常
な負担になつて、却つてこの規定が煩
わしくなるんじやないかといふふう
に考へるので、やはりさういつた原判
決をした原裁判所の裁判官がこうい
う規定を生きて來るのだと思つたので
あります。さつき言つたやうな
いろいろな疑問も起つて來るとい
うわけ
でございます。

それから次に大きな問題は、やはり
簡易裁判所の算額を拡張したという点
であろうかと思つたので、私はこの二
十萬元に上げるといふことについては
大体これではよろしかろうといふふう
に思つておるのであります。これは、こ
の理由書にも書いてありますように、
貨幣価値の変動といふふうなことから
申しますれば、もつと上げてよいとい
うふうにも考へられるのであります
けれども、併し簡易裁判所の性格など
を考へまして、又国民感情といふふう

なものも考慮に入れますと、先ず二十
万円がマキシムではないかといふ
うに思つたのであります。いろいろ
の資料によりませうと、結局こうい
ますれば、今まで戦後において地方裁
判所が第一審として取扱つておつた事
件が大變に多くて、簡易裁判所の取扱
つておる事件の数が大變に少いとい
ふうなアンバランスが是正されまし
て、地方裁判所の負担が非常に軽減さ
れる、簡易裁判所の事件が殖えとい
うことになつてバランスがとれるわ
けだと思つたのであります。自然この高等裁判所の
裁判事務といふやうなもの負担も少
くなるように思われるのであります。
のみならず、これは誰でもお氣付きの
ことと思つたのであります。簡易裁判
所から始まりました事件については、そ
の判決に對して地方裁判所に控訴し、
地方裁判所の判決に對しては高等
裁判所に上告するということになり
まして、最高裁判所のほうには参らな
いわけにございませうから、その意味にお
きまして、最高裁判所の負担といふも
のが大變に軽減されるということにな
る。勿論違憲裁判につきましても、更
に最高裁判所に特に上告することがで
きるという途が残つておるのであり
ますが、一般の場合におきましては、そ
ういふ途がなくなるということになり
ます。そこで、さういふふうな最高裁判所に
持つて行くことが金額によつて持つて
行けるものと持つて行けないものが違
つて來るといふことはけしからんこと
ではないかといふ考があるかと思つた
のであります。併しさういふ考の方は従
來からも皆あつたことで、従來からも
認められていたことでありまして、私
は、前から上告制限といふものにはい

ろいろ方法があるけれども、結局金額
制限といふことが、これが一番素朴的
ではありますけれども、併しこれは
止むを得ないのではないかといふ
に考へておられます。係、さういふ
うな制限も必ずしも悪くはないと思
う。むしろさういつた金額の少い、比
較的少いものにつきましたは、簡易な
裁判所の手続によつて早く解決する
といふふうなことが望ましいので
はないかといふふうな思つておられ
ます。この点はいろいろ御議論がある
存じます。ともかく併し新しい裁判
制度になりまして、今までは三万円
以下の事件は最高裁判所に行けなかつ
たので、それが若干いろいろ貨幣
価値の変動その他によつてこれを多く
しようといふのでありますから、従來
の建前が認められてゐる以上は、これ
も認められてゐるのではないかと思
つたのであります。この二十萬元になり
ますと、大變事件が少くなる、殆んどすべての地
方裁判所の事件が簡易裁判所のほうへ
行くんじやないかといふ考もあるか
と思つたので、併しこれはいろいろ
關係から、例えば合意管轄をする
とか、或いは訴訟物の価額を少し高め
するとか、さういふふうなことで、或
いは応訴管轄といふふうなことで、ま
あ資料によりませうと、約六割程度のも
のが移つて行くんじやないかといふ
うなことであります。尤も、この点簡
易裁判所に移すということになりまし
ても、簡易裁判所には御承知のごとく
に、普通の裁判官の資格を持つてお
られる方と、それから特任判事とも申
しまして、従來いろいろ裁判事務など
の経験のある方を特別の選考によつて裁
判官になつて頂いたといふ方もあるよ
うであります。併しさういふふうな金
額が多くなつて参りますと、そのもの
について皆をさういふ方にお任せする
といふことはできないといふふうにも
考へられますので、この点は地方裁判
所なりその支部の所在地の簡易裁判
所の裁判官の中で、特に最高裁判所が
これはいいと認めた方に取扱はせると
いふことになつておるのであります。か
らして、従つてその簡易裁判所に取扱
はせるといふことによつて、事件の審
理の著しく措置の取扱が粗漏になる、
判断が間違つ、従つて上告も誘発され
るといふふうな虞れはないものとい
ふうに考へておられます。

またそのほか、時間もございませ
んで、この程度でやめたいと思つた
ので、その他の例えは仮差押、仮処分
事件の上告制限の点については、私は
成でございませう。これはまあ判決とい
う形をとつておられますけれども、本
非訟事件的なものでございませうから、
従つてそれに対する法令の解釈の統一
といふふうなことも、さう大して問題
にならないのではないかと、さうい
ふのであります。仮執行宣言付判決に
對して上告した場合に、停止条件を撤
張するといふふうなことについては、
私も賛成でございませう。ただこの規定
によりませうと、若干控訴をした場合
の、執行停止の要件が、五百條と五百
十一條との對象から申上げまして、従
來學者たちが考へていた級よりも、も
つと緩やかになるのじやないかとい
ふうな考がいたすのであります。併し
實際現在行われてゐるところより、緩
くなるといふところはないのでござ
いませうけれども、學者のほうは、なるべ

解せない、かような改正案には反対であるという相当強い意向もございませぬが、併し我々といしましては、仮差押、仮処分事件はやはり急速に解決を要したいものであり、而も仮の処分である、本案の裁判ではないという上から、一応改正案にそう反対しないでもいいではないかといつて、意見をまとめたのでございませぬ。而も法務省の示された統計によれば、上告は僅か、この点に關します上告は四名程度しかないという事実と又民事事件は相手方もおるわけでございませぬから、相手方の利益も考慮せねばならないといふようなことを考えまして、強いて反対はいたしません。

第三に五百十一條の仮執行の宣言を付した判決に対する上告審における執行停止に損害発生を疎明するように改正する案には、これは私どもとしても大体賛成でございませぬ。この点に關しても、弁護士会の一部には徒らに手数を複雑にするだけである、煩雜にするだけである。損害を生ずべきことの疎明といふことについて煩雜になるのではないかという理由から有力な反対論がございませぬが、この点につきましても、我々民事事件の性質上、当事者双方の利益を考慮して、殊に勝訴の判決を得ながら、そうすぐに執行が停止せられるというのでは、折角勝訴の判決を得てもその損害が大きい。要件を加重することにはむしろ賛成であるといふような結論になつたんでございませぬ。

削除をして、これを最高裁判所のルール、規則制定権に委譲しようとする案のようにありませぬが、これについては全面的に反対でございませぬ。最高裁判所がどのような規則を制定せられるか、現在皆目わからない状態にありながら、それにお任せするといふことはどうしても賛成しがたいのでありませぬ。又その最高裁判所の規則も、法律と違つて朝令暮改とならないと誰も保障できないのでありまして、無条件でそれに委譲するといふような点について納得できず、反対せざる得ないのであります。

以上極く簡単にございませぬが、要約して意見を申し上げます。

○委員長(郡祐一君) 有難うございませぬ。只今の両参考人の御意見に対して御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員(郡祐一君) 有難うございませぬ。只今の両参考人の御意見に対して御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員(郡祐一君) 有難うございませぬ。只今の両参考人の御意見に対して御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員(郡祐一君) 有難うございませぬ。只今の両参考人の御意見に対して御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員(郡祐一君) 有難うございませぬ。只今の両参考人の御意見に対して御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○委員(郡祐一君) 有難うございませぬ。只今の両参考人の御意見に対して御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

最後に、調書と判決の方式等の合理化と称せられております改正案の要綱ですが、これは従来の調書と判決の方式に關する規定に關しての修正又は

員会において十分検討なさつておきま
になる、そして又法律で改正するとい
うよりも、そのとき々の要求に応じ
て時々これをお開きになつて、一番
の現状に適するような方向に改正にな
られたほうが私はよいのではないか、
こういうふうな思つておるのでござい
ます。事実今まで規則に任して、大
規則が悪くてどうも困るというふう
なことは私余り聞いておらないのでござ
います。殊に若しそうであれば弁護
士会、特に日本弁護士連合会というよ
うな有力な団体がおありになるので
ございませぬから、その具体的な事実を
挙げて克明に調査して、我々学者のほう
にも提供して下さいませぬし、又輿論を
喚起して最高裁判所にその改正を迫る
というふうになされば、その規則に
任しておいたから大變な規則ができ
たというふうなことはならぬのじや
ないかというふうなことを考へるので、
規則制定諮問委員会を最高裁判所のほ
うでお認めになつておるといふこと
も、まさにその狙ひはそこにあるので
なからうかと思つております。それ
から何でもかんでもみな法律から取
つてしまつて規則に譲つていふとい
ふに申されませんが、併し判決の中
でも、例えば判決の記載事項として根
本的なもの、例えば主文だとか、事
実だとか、事由というものは必ず判決に記
載しなければならぬことは法律に
やんと残つておるのでございます。た
だそれをどういふふうな合理的にわか
りやすく、そして裁判官たちがこれを
記載するときに、できるだけ単なる勞
力的な仕事によつて煩わされな
い、本来の裁判をよくするために力を注
ぎ得るようによつてかといふことが狙ひ

であると思つておる。そういうた
めには、それはもう極めて技術的なこ
とでありませぬから、従つてそこで一番
そういう法律技術に詳しい方がおい
になつて、こうだあだと言つておき
めになるならば、それでどう大した支
障はないのではないか、こういうふう
に考へておられますので、訴訟法を通
じて規則制定、判決の言渡につきま
しても、やはり判決はこれを言渡さなけ
ばならぬ、言渡によつて効力を生ずる
という一事だけは残つておるのであり
ます。言渡しの方式などにつきましては
規則に譲ると言つておられますが、
今まで實際言渡といふものは、いわば
そのような形のものじやなくて、当事
者がいなくても言渡すといふ
うなことになる。誰もいないが
らんとどうの法廷で高々と判決の主文を
讀上げる、それが言渡しをしたとい
ふことになつておる。言渡す方式をき
め、言渡さなければならぬ、それから
言渡す、判決を送達する、それから不
変期間が進行する、そういう基本的な
ものがやはり法律に残つておるのであ
りますし、又規則の制定が先ほど申
しましたように行われるといふことを考
へますと、そう御心配になるようなこ
とはないんじやないかと私は考へるの
であります。

○龜田得治君 もう一度ちよつとお伺
いしますが、司法制度調査会なんかで
いる、御意見があつたと思つていま
が、現在のように調書なり判決の方式
を法律で定めておると、これは何か非
常に差支えがあるわけでしょうか。非
常に差支えがあつてこういう改正をさ
れるのでございませぬか。
○参考人(菊井維大君) 私はそうだと
思つております。例えば署名捺印とい
うふうなことですね。私も裁判を實際
やつたことはございませぬからわかり
ませぬ。一つ、この判決に署名をす
る、捺印をするといふことは、これは
もう極く簡単なことだと、それでござ
いますけれども、これが判決が、例え
ば判決以前にいろいろな、裁判にもよ
りますが、たくさん溜りますとなか
か馬鹿にならない努力を裁判官に与え
る。而もそういう機械的な努力を要
求する、これはとても大變なことだろ
うといふようなことなんであります。
それから私も深くは存じませぬで、こ
れは法案の審議のときに当局の方にお
聞き願ひたいと思つておられますが、
記録の編纂方法をいろいろ合理的に
やっておるようでありませぬけれども、
それを何か事柄によつてそれを變えて、
わかりやすくする、そういうようにき
めるといふことをちよつと伺つた
んです。そういう場合に、例えば今調
書でありますと、一々その調書に、法
律の規定にありませぬように判事さんが
署名捺印をするといふふうなことに
なつておられますけれども、ものによつ
ては、例えば証憑の目録などというもの
がありませぬで、そこにまで一々やら
なくちやならぬかといふようなことにな
つて来るわけだ、今の規定だと、どう
もそういう細かいところの屈くよ
うに、又努力を省くようにしてやる
といふことは、なか／＼これだけでは困
るし、それから又法律ですとそういう
ときに、いや、やつてみたけれどもこ
れはうまく行かなかつた、變えたいと
いうときにも、そこに時期に適した改
善をするといふようなこととかく懸

れ勝ちになるんじやないかといふこと
も考へますので、私はまあ規則でおや
りになつて、又やる必要があるんじや
ないかと、こう考へております。
○羽仁五郎君 お二人の参考人からお
教えを受けたと思つておられますが、こ
の法律の制限についての反対の御意見
というものは十分伺つておきたいと思
つて、松本さんからは東京三弁護士会
の中におありになるとさつきおつしや
りました反対の御意見を、若し御紹介で
ございましたらと思つておられます。最初に菊
井さんに伺つておきたいと思つて
が、要するに今度の民事訴訟法等の一
部を改正する法律案は、その立法の趣
旨は、現状は甚だ困るから、そこでこ
の法律を動かそうといふことになつて
おるよつに考へられるんです。それで
私は学問上余り現状というものに眼を
とられて、そうして法律の原則を崩す
といふことは、あとになつて非常に困
ることがあるのではないかと、いふ
に考へるんです。今お教へをもう一
回、今亀田委員からも御質問があつた
のですが、もう一度伺つておきたいと
思つておられますが、三百九十九条に
なつておられますが、この原裁判所が上告を却
下するといふことになりませぬと、い
ゆる裁判の原則として私どもは常に考
へなければならぬと思つておられます
キューガーといふんですか、原裁判所
といふのはそれは不服だといふ意味じ
や、まあ被告の立場に立つわけによ
うが、その被告の立場に立つ人がその
不服だといふ上告を却下した。つまり
被告が判事になる。これはこの前にい
わゆる裁判所侮辱罪法といふような
ものを作られるときにも、やはり今裁判
所が非常に混乱しているから判事が検

事のようになつて、そして又判事に戻
つて、さわぐ人をつまみ出してしま
うといふように、右の手でやつたこと
を左の手で始末してしまつたといふこと
が、どうも最近の政府提案の立法には
だん／＼殖えて来るような気がいたし
ます。それでこの三百九十九条にお
いて又こういうことを殖やし行くと
いふことになると、訴える人とそれか
ら訴えられる人と、それからそれを裁
判する人と、原告と被告と裁判官とい
うものがそれ／＼違つてあつて欲し
いといふふうな、学問上は求まされる
と思つておられますが、この三百九十九
条が仮に裁判の根本原則を崩すほう
に、つまり有害に作用をするといふ
うに私は心配をいたしますが、菊井教
授はそういう心配は学問上ないとい
ふふうにお考へになりますか。現状困
るからといふことと、御意見
が伺われれば有難い合せだと思つて
おられます。
それから私の伺いたいと思つて最
後の点は、やはり仮差押又は仮処分
について、これはお二方からお教へを頂
きたと思つておられますが、これを松本
護士さんは民事事件だから相手方のこ
とも考へてといふお説を伺つたのであ
ります。民事事件でこういうことを
やるのが、刑事事件においてやはり
有害な影響を及ぼすことはないとい
ふふうにお考へになりますか、如何
でしょうか。以上三点についてお教へ
を頂きたい。
○参考人(松本正雄君) それじや松本
から申し上げます。東京三会で改正案に
つきまして種々検討いたしましたして、皆
さんのお手許に意見を申し上げたして
おると思つておられますが、私も連合会のは

うが連合会の司法制度調査委員会とい
うものは、内情を申しまして恐縮で
ございますが、毎月全国から集ります
ので、月一回常例会合があります。重
要案件がありますと臨時に開きますけ
れども、最初開きますときに、また法
律の改正案の各条項について配付され
ておりませんで、やつと会合の当日手
に入れた。逐条的に十分検討する余裕
がなくて、一応意見がまとまりまし
た。東京三会はその後連日集つて熱心
に検討した結果を皆さんのお手許に申
上げた。こういうようなことで詳細の
点について若干の食い違いがあつたの
でございますが、私連合会はその委員
会の委員長として、責任者として連合
会としての意見を申上げたのでござい
ます。大体におきまして大した相違は
ないのでございます。只今お聞き下さ
いましたように大した食い違いはな
い、根本的には改正案に反対である
ということに、それは同様なんでござ
います。上告理由の点につきまして先
ども申したのですが、東京三会は判例
違反ということをやつぱり入れるべき
である。こういうことを言つておるの
ですが、我々判例違反も法令違背のう
ちにやつぱり入るのじやないかと当時
考えておりましたので、そしてまあ先
ほどのように申上げたわけなんです。
この点も従つてさほど食い違いはない
はすでございます。ただ少し食い違い
ましたのは仮差押、仮処分につきまし
て、東京三会は、ほかの事件と特別扱
いをする必要がないじやないか。これ
は確かに尤もな意見でございますが、
我々全国から集まられた弁護士の方々
の意見を斟酌したのでございますが、
仮処分、仮差押の事件が余り長引くと

いうことは考えものである。民事事件
においてやつぱり当事者双方おるの
で、相手方のことも十分に考慮された
法律でなければならぬということか
ら、これも特に賛成とは申しません
したように、強いて反対する必要がな
いじやないか。こういうふうな申上げ
た。その他の点につきましてはこの仮
執行の宣言判決に対する上告の提起
の場合における執行停止の要件の加
重、これにつきましては連合会とし
ては余り、やつぱり折角勝訴の判
決を得たのに、簡単に停止されては、
又一方的になり過ぎはしないかとい
うような観点から、これはむしろこの改
正案のほうがいいじやないかという
ことで意見が落ちつた。かように内
容の比較的、本改正案としては重要で
ない点において、若干の食い違いはあ
りました。根本の問題において一番
大事な点は先ほど強調いたしましたよ
うに、原告が自分で裁判した部が更
に裁判するということ三審制度の破
産、上訴権の否認ということについては、これ
は最も大きい改正案だと思つてござ
います。これはもう絶対反対であるとい
う点については十分弁護士会、全然意見の
食い違いがないようでありませぬ。不十分
かもしれませぬがそれで……

○参考人(松本正雄君) 勿論そういう
考え方のもとに進んでおつたので
す。○羽仁五郎君 反対をしておられるわ
けですね。
○参考人(松本正雄君) はあさよう
でございます。又附加えさして頂きたい
と思つて、この三百九十九条の
「左ノ各号ニ該当スルコト明ナル場合」
ここで明らかとあるし、又この第三号
で「明ナル法令ノ違背ヲ理由トスル」
特にこうあつて、明らかと二重にある
から間違ひも少いのではないかと
菊井さんの御意見がありました。こ
れらの点についても我々話合つたので
すが、明らかか明らかでないかとい
うことを判断するので、明らかであるこ
うきめ込んで、前に裁判した部が勝手
に裁判をするということは無論とんで
もないことではないかというふうな考
えてございます。明らかかどうかとい
うことを判断するので、明らかと最初
からきめ込まれてはこれは話にならん
じやないかというふうなことでござ
います。
○参考人(菊井維大君) 三百九十九条
の点について……
○羽仁五郎君 三百九十四条につきま
しても、今の最高裁判所の現状がどう
あるかということと離れて、理論上固
民の上告というものをどういうように
制限されるかが妥当であらうかどう
かという点についても教えて頂ければ
有難く存じます。
○参考人(菊井維大君) 勿論一般論と
しましては、それは欲するに従つて上
告をして、そうして思い通りに裁判を
受けるということ、これはもう誰も
異論のないことだと思つて、ただ併

し如何なる裁判制度の下におきまして
も、この最高裁判所というふうなもの
ができません限りは、つまり或る学者の
言うように、円筒状じやなくて円錐形
になつて行つて、頂点に最高裁判所が
あるということになりますと、たゞさ
んの下からの事件がみんな流れ込んで
来る。それを到底裁き切れぬ、裁
くことと、今度の最高裁判所の本来
の使命である法令解釈の統一、或いは
日本の最高裁判所でありませぬ違憲の
審査権、それがどうも死んでしま
う、麻痺してしまふ。これが今の最高裁判
所、洋の東西を通じてそれをどう調和
するかということが一番改正の根本な
んであります。ですから御説の通りに
そういうことをどん／＼上告もでき
て、制限的のものが無いということ
は、これはまさに理想でしようけれど
も、現実の状態としては、それは如何
なる裁判制度をとつた場合においても
できないことでもあります。ですから立
法の變遷の歴史を見ましても、みんな
そこを如何にして制限するかというこ
とを中心にして立法者が頭を悩まして
おるわけなんです。ですから制限とい
うことはこの最高裁判所が一つ
であるということと切離せないことな
んで、学者たちはみんなそれはそれと
して、最高裁判所の任務というものを、
を、ともかく法令解釈というふうなこ
との統一というところで制限して来てお
るわけなんです。昔は例えはドイツの
ライヒスゲリヒト、大審院に相当する
最高裁判所、大審院に相当するもので
ありますが、これなどもライヒスゲリ
ヒトの、前の普通法の時代だつたかと
思つて、その場合にはつまり一番
上の審級、第三審級においても現実

の、現在のごとく法律審だけじやなく
て、事実の審理もし、そうして法令の
適用、事実の確定の誤まり、それから
適用も確定し、それから法令の適用の
誤まりを審査したと、こういうふう
に全く下と同じような円筒状だつたので
すね。ところがドイツ帝国がございま
して、そうして法令統一法がございま
した。その法令の解釈を統一しなくちや
ならんということになりますと、とて
もそれでは間に合わなくなりませぬ
から、そこでも上告というものを法令違
背を理由とするものに限るといふ
ので、もうそこで上告を制限しておる
です。それも一つの上告制限なんです
。その点は実質的に上告制限をされ
ておるので、そういうことはそれ
はもう当然なことだといふふうにお考
えになつておるのであります。それ
も、実を言へば事實審理を第一審と第
二審に限つてしまつて、法律審に限
つてしまつておるといふことは、一種の
法律上告制限だ、こう言つてよいと
思つて、そうしてただその法令解
釈の統一ということだけに限りまして
も、大審院の仕事におきましても事件
がだん／＼多くなつて来る。法令に
違背するものは上告ができるのだと
いうので、いろ／＼な法令違背が上
つて来る。これはドイツでも同じこと
です。そこでその際は部を殖やせばい
いというところで、部を殖やしたことも
あるし、減らしたこともありませぬが、
そうなつて来ますと判例統一というこ
とが困難になつて来る。理想とすれば
一つの部がいつもやつておるといふこ
とが望ましい。数個の部ですと、又裁判
所が数個あるのと同じようなとまで行

きませんが、大体そういうことになり
ます。だから現状に目を離れてとおつ
しやいますけれども、こういつた技術的
なもの、つまりいい裁判を作るとい
う一つの技術的立法ですから、それはや
はり現状と隔離した議論は成り立たな
いと私は思うのです。ですからどうし
てもこの裁判、それからその判断は、
結局問題は先ほど申し上げましたよう
に、現在の新憲法の下に最高裁判所の
性格というものを維持して、旧大審院
的なものにならないようにしよう
とすれば、明らかにもう誰が見ても尤
もだと、これは上告に適しないとい
うものは皆棄ててしまつて、本當にそ
こで判断されるにふさわしいような裁
判だけを取上げてもらつて、そうし
てその裁判官の役割を傾けてして頂く
というようにしないと、これは本當の
立派な最高裁判所の仕事を期待する
ということとは不可能だと思つて、で
ここに挙げてありますようなものにい
たしまして、大体皆期間が遅れたと
かどうとかという、そういう形式的
なものが一号二号に規定してございま
すが、これは裁判官の合理的な合理的
に、まあ裁判官が合理的に働くととい
ことを前提にして、それは普通の経験
的に言ひまして、そう判断するのが普
通だと思つて、悪いことをするも
のだと思つてやれば、それはもう幾ら
でも悪く解釈できますけれども、まあ
一般に合理的に動くものだとしたこと
を前提として考えないと……、それは
又本當の裁判官にとつてはそうだと思
うのです。そうしないと法制度とい
うものが成立しないと思ひます。或る特
殊な法だけを考えて制度を作るとい
うことは、これはちよつとできないので

やはり平均的な、裁判官にいたしまし
ても、非常に優秀な裁判官、非常に劣
つた裁判官、これを眼中に置いて制度
を作ることができれば、やはり平均的
な裁判官というものを眼中に置かなく
ちやいかん。そういたしますればやは
り合理的に、すべてを合理的に考え、
合理的に裁判をするというふうにい
は考へる。日本の今までの伝統ある司
法部というものを眼中に置いて考えま
すと、どうしても私はそういうふう
に思ひざるを得ないのです。で、そうい
しますと、この前提といたしまして
も、こういうふうな形式的な条件たる
三百九十九条の一号、二号のようなも
のは、これはまあ原裁判所に任しても
いいのではないかと、どうも考へま
す。一番問題になると思ひますのは、
先ほど御指摘のような三号の場合だと
思ひます。これとても併し御承知の通
りに特例法の、最高裁判所の民事事件
の審判に関する何か特例法がございま
しました。あれが今度は廃止になるとい
うことと、ございしますが、その趣用の
経過などを見ておりましたが、あれは
法律の解釈に関する重要な主張を含む
ものと認めるものについて審査すれば
足りる。重要でないといつて審査しな
いで切棄てもよろしいといふ、そうい
うことになるのです。けれどもあれな
どを見ましても、さて切棄てられて、
これは大要人権を制限したといつたふ
うなところは余り見えない。むしろ私
は今までの裁判官及び現在の裁判官の
方々のやつておられるところを見ます
と、どうしても勢ひ慎重になり過ぎ
て、却つて制限の案がそれほど上らん
じやないかというふうなむしる見込み
を持つておられるわけがあります。そうい

う意味ではまあこれでもいいじやな
いかというふうな考へるわけなんです。
それから裁判をした原裁判所に再び
審査させるということはおかしいじや
ないか、私はこれは御尤もだと思ひま
す。できるならばまあそういうことが
ないほうが、そういういろいろの疑念
を遅けるためだけでもいいかと思ひま
すが、併し訴訟法におきまして、従つ
て又御承知の通り除斥忌避などとい
う規定がございしますし、又上告審が差戻
し判決、移送判決をいたしますと、それ
を受けた原裁判所では、同じ裁判官は
裁判ができない。若し従つて部が一つ
しかなくて同じ裁判官しかやれないと
いうときには、ほかに移送すると、こ
ういうふうな仕組になつていまして、こ
ろから見ますと、そういう精神から申
しますと、まさにそういうふうなこと
が考へられまして、私もその点先ほど
申上げた通りであります。併し然らば
絶対に前に一度裁判をしたものが裁判
をしないかといつと、そういう例は民
訴の中になくわけじやございせん。
例えば一つは再審の場合でございま
すけれども、再審はやつぱり不服を申立
てられた裁判所へやる、こういうふう
になつておりました、この場合には除
斥の忌避の適用はないのだといふこと
は學説で認められておるところだと思
ひますが、そのほか例えば仮差押、仮
処分というのがございしますが、これは
決定でやります。決定でやつた場合に
は不服をその決定をした同じ裁判所に
もう一遍調べてくれ、調べ直してくれ
というのを申立てることができ
る。仮差押、仮処分と申しましては判決
をいたしますと、これは判決の一般の方
式に従ひまして上訴例をば控訴なり上

告をするということになります。決
定でありますともう一度やれる。なぜ
やれるかといひますと、前は口頭弁論
を経ないでやつたから、今度は口頭弁
論を開いてやつてくれといふことがで
きます。その場合に嚴格に申しますと
予断の弊にとられるという弊害もご
ざいますけれども、口頭弁論を開いて
やると、いろいろの材料も集まつて来
るだろうといふことで、従つて新らし
い材料が集まつて来ればいいだろうと
いうこともあるのだらうと思ひます。
決定のごときでございしますから、まあ主
眼は口頭弁論を開いてやるからいいじ
やないかといふことなんです。ですから
絶対に同じ裁判所がやるわけでもな
いのでございしますけれども……この
場合などにつきましては、ですからや
るといひましては比較的形式的な事
項とか、或いは明らかかなものとか
いうことになりまして、やはりさつき
の上告審の本求の機能を活かすとい
ふこととにらみ合せて、やはりこれを認
めるといふことも理窟があるのではな
いかと、こう考へております。

それから先ほど仮執行の宣言の場合
でございしますが、あれはやはり先ほ
ど松本参考人からお述べになりました
ように、私たちも仮執行の宣言とい
う制度は、つまり判決手続を経まし
て、一審なり二審を経て来た判決に対
して、附するものなのであります。尤も
その判決はまだ確定いたしませんか
ら、それに対して相手方から上訴を提
起するといふ制度になつておること
は御承知だと思ひますが、併しこの上訴
が本求極めてまともに行われていな
らば仮執行の宣言といふ制度も実は必
要がないのでございします。ところがや
はりそういう制度があつて、不当な判
決の是正のためにそういう武器が敗訴
の当事者に与えられて、限りの引延
を濫用いたしまして、全く訴訟の引延
しのためにのみこれを利用して、い
ふうな者が現われて来るわけであ
り、そのために判決の確定が遅れる。そ
うしますと折角勝訴の判決を受けな
がら、それをいつまで強制執行ができ
ないといふので、仮執行の宣言の制度が
設けられたわけなんです。それなのに
今度は不服を申立てる。不服を申立
るために今度は保証金を積む。保証金
を積めばいつでもとめられる。こうい
うのは折角一審の丁寧な審理をして
後に判決をした、要するに折角勝訴の
判決があつてやれ、と思つたもの
が、又長い間無意味な上訴のためにお
預けを食つてしまつて適時に執行する
ということができなくなるというこ
は、これは何としても不合理な制度
で、國家がそういう丁寧な審理の手続
を進めてその判決をしたということも
無意味になるし、当事者の保護にとつ
ても十分でないと思われまして、私
たちは前からこの仮執行宣言附判決に
対して控訴の提起があつたときには、
やはりその控訴が一応尤もだと思われ
るようなときにだけ停止命令を付ける
といふことを考へておつたのでありま
す。學者は誰も皆そういうふうな考へ
ておられると思つて、ところが、五百
十二条の規定によりますと、ただ五百
条を適用しております關係で、た
だ保証を立てればできるというふう
に表面上なつておるものからして、
裁判の突例においてはもう保証させ
立つて申立てて来れば、これを停止し
おつたといふわけなんです、この点はい

つも対立はしておつたと思われれるのであります。今度の改正でそれを制限しようというのでございますから、私としては、我々は皆賛成をいたしておるわけでございます。

○羽仁五郎君 いろいろ詳しく御説明を聞いて大変有難いことなす。私が一番心配する点は、先ほどもちよつと言及されましたが、ライヒスゲリヒトを例に挙げられたのですが、私はドイツの裁判の制度が最も官價的で悪くなつたのは、ライヒスゲリヒトの時代であるというふうに行われる、例えばマウラーなどの意見に全く信服するもです。どうも官僚主義的の考えがこの改正法律案にあるのじやないか。で、これについて新聞などに発表せられた例えは最高裁判所の長官の御意見の中にも濫上訴という言葉を使つておられる。これは突に国民の上訴権に対する侮辱でありまして、濫であるか濫でないかという事は誰がきめるのだ。これは法律上にも最悪の場合に権利や自由を守らなければ、どうして権利や自由を守れるか。我々は人間であつて悪魔と天使と二つあるわけじやない。法律というものは天使は救うが悪魔は救わないのだという意味からは、私はどうも今の御説明ですが、この法律案にそういう意味で学問上問題になる点があるのじやないか。そこでどう一度伺つておきたいのは、最高裁判所がその任務を果すために、やはり或る程度の制限がなされなければならぬという事なすですが、その制限の方法としてここに提案されておりますような、三百九十四条のようなさうして三百九十九条、こういうふうな制限以外の方法としては学問上何かないも

のでしようか。こういう点なす。それで私はやはり実際上はこういうふうな制限をしても、いわゆる権利の濫用というものは防ぐことができないので、もう少しつまり時間をかけることによって法律の本来の趣旨も活かされる、さうして又濫用もなされないというふうないわゆるコンモン・ローを確立して行くというふうな方向に行くほうが健全じやないかというふうな思へるのであります。困ることがあるから、すぐ制限をするというふうなことをやる。而もその制限をするときに、権利の濫用というものは制限してもいいのだ、それじやその濫用というものは誰がきめるのだ。官吏がきめるのだという事になれば、いわゆるライヒスゲリヒトのようになり、日本にもさういう官僚主義が再び復活して来るのじやないかというふうな意味ではかに方法はないか。もう少し時間をかけて現在の制度というものが適正に運用されるのを待つべきじやないか、さういふ点については學者の間にどういふふうな考えがおりになるのか教えて頂ければ有難いと思ひます。

最後の假処分などの場合にも、やはりよいものばかり行ふならば問題はなすのだけれども濫用する人があるというふうなことをさつきもちよつとおつしやつたのですが、どうもさういふ考え方は官僚的に利用される場合が非常に多いので、濫用するかどうか、濫用したつて何だつて権利は権利なす。濫用を制限することによつて権利の行使ということがどん／＼どん／＼制限されて行く。さうすれば濫用どころか権利の行使そのものがどん／＼にしなすびて行くことになつては、民主主義の原則は崩れてしまふのじやないか。さういふ点から私は何か他に方法はないか。その他の方法というものは、私の考えつくものでは、もう少し今の制度でやつて行つて見るといふことが可能なんじやないかというふうな思へるのですが、さういふ点について今一応他に方法がないだらうかというふうなことは学問上ではどんなふうにお考えになりますか、教えて頂きたいと思ひます。

○参考人(菊井維大君) まあ学問上と申しまして、これは一種の政策的立法的議論になるのですが、上告制限の方法といつたしましてはいろいろのやり方がはう／＼の國で行われているようございませぬ。例えばドイツは官僚的だといふことでありますから、余り例にならないかも知れませんが、金額で制限しているというのが、これがどうも各國で一番多いようであります。それからどうも私もはつきり知りませんけれども、イギリスなんかの上告が少いというのも結局費用がたかきんかかると、面倒くさいからな／＼やれなすのだといふところでおのずから制限されているのだといふふうにも聞いております。金額制限が一番何といつても素朴で機械的で手取り早いものから、結局ほかに名案がないものから、ほう／＼の國でそれを採用していろいろな気がいたします。結局簡易裁判所を地方裁判所の事務の管轄を分けていふといふことも間接ではありますけれども、一種の上告制限みたいな役割を果しているのございませぬ。併しこれはこれがいんだといふことを言ひ切れないのであります。これは金持が、端的に言つて非常に金權的な思想

が支配しているといふふうなことも言ひえるのでありますけれども、併し考え方によつてはさういふことも、例えば金額の少いものをわざ／＼一番最上級の裁判所まで持つて行かないで、もつと簡単に片付けてやつたらいいじやないかという考え方もあるの、考え方を少し変えればさういふ制限もあながち不当でもないといふ一面も持つているのであります。それがさういふ制限を支えている理由だと思ひます。そのほか上告の制限といつたしましては、例えば一審の判決と二審の判決が同じだつたらもう上告を許さないようにしようじやないかといふふうな何か方式もあるようであります。ところが同じであるかどうかといふことを判断することが実にむずかしいことなす。単に判決の正文を比べてみるということではできません、やはり事由までも審査して、それこそ自主的にやるんから、門前払いの方策としましてはともむずかしいことなす。さういふことを議論する人がいろいろありますけれども、いわゆるそれがなか／＼採用されなすところを見るという、さういふと難点があるんではないか。それからほかに上告許可制といふふうなものもつていふものもあるのじやないか。上のほうで許可するものもあるし、下級の原裁判所で許可するといふ方式もあると思ひます。この際上告はそれじや制限できるかといふことなすですが、やり方によつては非常な制限になるし、又やり方によつては余り制限にならないといふこと、つまり自分の判決に対して自信を持つておるとか、或いはあまり又制限して非難を受けちやいかなといふことが心理的に働いて、どん／＼上告を制限するといふこともあるし、やはりその点一利一害だと思ひます。ですからこの訴訟法のいろいろの原則といふものは、要するにやはりその國々の訴訟の運営の状態という、その一つの、まあ病氣のようなものから、それに合うような手当をしなくちやいけないといふことになりませぬ、やはり現状を離れてはなか／＼行かないだらうと思ひます。それから先ほども申しましたように、最高裁判所の機構だとか性格をがらつと変えて参りますと、又別の構想も生まれなすものでもないと思ひます。例えばよく喝えられております最高裁判所の裁判官の増員ということがありませぬ、この増員論は結局のどが満いたからといつて、何ばいも水を飲む、飲んだといつて渴きがとまるものではないと思ひます。事件が多くなればなすほど、裁判官も無限に増大するといふ、これも抽象的な論理かも知れんのですが、これも最終的な解決方法じやないといふふうな思ひます。それからそのほか民事、刑事を扱う上告裁判所を別に設けるという議論がある。これならば、最高裁判所を純粹に憲法裁判所といふふうな性格のほうへ持つて行きますから、これも一つの考え方だと思ひますけれども、併しそれによりませぬと三審制度が四審になつて屋上屋を架するといつたふうな感じがありますから、裁判制度としてはすつきりしないし、世界にもさうまで慎重を重ねていふといふ所はなか／＼ないかと思ひます。アメリカなどを見ますと、一審と二審で、もうそれで裁判は終りなんだといふふうな考え方もあるようなす。これもアメリカで大変

いろいろ議論をした結果、そういうところへ皆が考えるようになったということなんでありませう。日本では何と云つても裁判所の信用というものが絶大なもので、何と云つても一番いい裁判所の判断を最後には受けたという国民の心理、国民がそういうような心理を持つて居るということは見逃がせないと思つて居る。しかしそれだけ信頼してくれて居るんですから、それをこわすという問題ですけれども、それをそのままにして置くということになりませう、やはり裁判所の機能というものが十分に發揮できないことになりませう。まあ、いわば余りこれといつた特効薬はないように私は思ふんです。

○宮城タマヨ君 私誠に素人でございませうが、菊井先生のやはり三百九十九条のところが問題でございませうが、やはり素人といつても、これは被告に対して非常に不利ではないかというように考へるのでございませう。先ほど先生の御説明を伺つておりましたら、原審の判事はその事件を扱へば、もうすつかり事件の内容を知つて居るので、処理する上に非常に便利だからということもあるとおつしやつたのでございませうけれども、裁判が、そうして三審制のある精神から申しましても、やはり新しい判事が取扱ふところ、やがて初めて被告のためにも利益がある場合が多いと思ふんです。それはその意味におきまして、先生、学者として一体裁判の精神というものについてどうでございませう。最高裁の事件をしぼるといふ意味においては便利かも知れませぬけれども、それで非常に被告の権利が侵害されるという点に及ぶというようなことはどんな

ものでございませうか、先生のお考へは……。

○参考人(菊井維大君) この三百九十九条の第三号なんですけれども、御心配になればそういうことも起らないとは……。抽象的に申しますと、それはいろいろ可能な可能性がありますから、どうもなんでもございませうけれども、やはり例えれば事をやります場合にも、理窟から考えますと、千変万化でいろいろ打つ手は一つだということになるのと同じように、裁判官の現状とかそういう裁判官の合理性とか、そういうようなものを考慮に入れて考えますと、これが濫用されるというふうな度、これは私はないと思つて居るんです。御承知のようにそれは勿論全部手を交へ、願を交へてするということは又一つのやり方で、勿論そのほうが新しい目で見るといふことから申しますれば結構かと思ひますけれども、併しそういう……それは又非常にたくさんさんの裁判官の人手を要するのにならませうから、その点でもも突するということになるんじやないかと思ひます。ここに書いてあるようなことは、一見上告の理由の中でも、これはもうただ上告して居るとしか思ひられないような上告理由を書いて出ているのがやはりちよいとあるのでございませう。それをやりたいというだけの話で、その裁判の實質に入りまして、終局的な判断をするということにこの条文が認めておられるわけではないのでございませうからして、恐らく私には今までの経験から申しますと、これが比較的控へ目に使われるので、却つて上告制限という趣旨はこの一、二

号のほうは形式的に非常にはつきりしておりませうが、これもやはり相当役に立ちませうけれども、こつちのほうは成べく非常に明らかなでないと、本當にこれは一見してもう関係ないと思われのじやないやらないというふうな思ふのです。そこはもう結局その被告を救う裁判官全体に対しての信用の問題というふうな考へます。これは併しこの問題はだからそれで法律をはつきりさせて、もう何の心配もないうようにしろというふうなことになりませうと、これは又規定が大変むずかしくなるだらうと思ひます。やはり大体において大正十五年の民事訴訟法の改正以来の傾向を見ますと、裁判官に非常に裁量権と申しますか、訴訟指揮その他に力を与えて来て、そして訴訟を合理的に最短距離において終了させるというふうなことになつて来ておられます。これはやはり裁判官がその当時から信用を博しているということを前提としてのことだと思ひます。若しこれは絶対に裁判官を信用できないというふうなことにになりませうと、今度は又別の条件をもつと付けるということになつて、昔の訴訟のように非常に窮屈なことになつて来るだらうと思ひますので、その測定度如何によつて大分違つて来ると思ひます。

○宮城タマヨ君 それでやはり今の問題でございませうが、三百九十九条の三号の一番最後のところに「前項ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得」とございませう。非常にこれで被告にも有利であると思ひますが、これの活用実益はやはりございませうか。

○参考人(菊井維大君) これはこの限りにおいてはございませう。勿論それに対して例えれば地方裁判所の判決に対して高等裁判所に上告するというふうなときに、地方裁判所がいやその明らかでないものを明らかなで、こういうふうな判定して却下した場合に、それに対して不服を申立てて、その上告裁判所としての高等裁判所に即時抗告をいたしますから、そこで今度全く今までの事件を扱わない裁判官がこれを判定してくれませうから、その意味においてはあると思ひます。併し先ほど指摘申上げましたように、この規定は一般にこういう却下の決定に対しては、即時抗告できるから常にできるのだ、こういうふうに見えますけれども、実は高等裁判所が第二審として判決をいたしましたときに、それに対して上告を提起しようとして高等裁判所にこの上告を出します。そのときに三百九十九条によつてその上告を不適法として却下する決定をいたしますと、それに対してはこの規定にかかわらず最高裁判所には即時抗告はできないのでございませう。そこが何でも皆できるように思ひますけれども、できない。これはちよつとできないということになつておるのは、それは裁判所法の第七条の第二号に最高裁判所に対する抗告は訴訟法で最高裁判所に特にできるのだというふうな規定してないかと許されないうことの結果なのでございませうから、これによつてまあこの規定は働かぬと思ひますけれども、この規定があつても救済されぬ場合もあるということだけはお含みお願ひしたいと思います。

○宮城タマヨ君 それで私実益があるかどうかといふことを心配して居るのございませうけれども、わかりませうか。

○参考人(菊井維大君) 最高裁判所に對する限りにおいては、下級地方裁判所の第一審の判決に対して上告を提起したときには大變実益があります。こつちには高等裁判所の判決に対して上告を提起したときはこの規定は働かぬ、こういうことになりませう。

○宮城タマヨ君 それから松本先生にちよつとお伺ひしたのでございませうが、この裁判所法の一部改正で、第六十一条の二でございませうが、これは家庭裁判所の家事調査官と少年調査官と統合いたしましたので、家庭裁判所調査官とする規定なのでございませうが、これについても非常に問題があるはずなのでございませうが、先ほど先生はこれは問題なしと片付けておしまひになりましたが、これは研究なさいました結果でございませうか、如何でございませうか。

○参考人(松本正雄君) これはほかの問題の検討に追われておりましたので、深く検討を正直なところいたしませんでした。差支えなからうじやないかということだったのでございませう。

○宮城タマヨ君 わかりませう。

○一松定吉君 ちよつと簡単に一つ菊井さんに伺ひませうが、この今の三百九十九条の一号、二号は議論ないね。これは色彩が明確だし議論ないが、この三の「又ハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」これがどうもなかな問題がたくさんあるのじやないかと思ふのだがね。例を挙げたらどうなりませうか。ちよつと一つその例を挙げて頂

たい。「判決ニ影響ヲ及ボザルコト明ナル法令ノ違背」という場合がどういう場合を……。

○参考人(菊井維大君) そうでございませぬ。例えば訓示規定のようなことをその上告理由に引つけて来るというふうなこともあるのじやないか、或いはその証人を採用しなかつたとか、或いは調書の作成が、調書は期日ごとに作成しなくちやいけないというのに、それが遅れて行つた、だからこの調書は駄目だというようなことを言いたてて上告して来るような場合もあると聞いておるのでございます。そういうふうなもう原審の裁判官の専権に属するようなことまでも言いたてて来るようなのは、そんなものは明らかに法令違背、判決に影響を及ぼさないものだというふうな言えませんが、私はそういう程度のもを排除するものであろう、こう考えております。

○一松定吉君 それが主観的で判決に影響を及ぼさないものだと判事が思うわけですね。併し上告した人がこれがいわゆる判決に影響を及ぼすのだと思つて上告理由にしてやる。裁判官はそんなことは判決に影響を及ぼさんことだ、こう見るといふことになる、それをどん／＼却下されるというところは、やはりこの上告人の権利を侵害する著しいものだと思うから、こういうときはやはりこれは第一号、第二号みたいなような顕著なものとして、三号の「又ハ」から下のような場合は、やはりこれは直ちに却下することができないかと思つておる。成るほどこれら

の決定に対しては即時抗告ができることとはありますけれども、即時抗告ができるというこによつて、必ずしもそれが救済できるということにならんとすれば、こういう主観的の勝手にきめられるようなことは、やはりそうさせずして、上告審に持つて行かせるようにしておいたほうがよくはないかと思つておる。例へば裁判所の構成は本当はこれを三人にしなればならぬのに、二人でこれをやつた。だからしてこれはい

かんのだ。或いは宣誓させなければいかにの宣誓させずにやつたその人の証言を取つたのはいかんというふうなことを理由にして来たときに、それが直ちに判決に影響を及ぼすことは明らかであるというところは言えるのじやないかと私は思ひます。宣誓しないで供述したことをすぐ採つておる。併しそれが即ち判決に影響を及ぼす場合がある、ないとも限らん。又判事が三人で構成すべきところを二人でやつた。それは明らかに判決に影響を及ぼさんのである、併し上告人からすれば、仮に二人の知識で見るとも三人で見たほうがいい。二人でやつたんだから、これは判決に影響を及ぼすのだというの、そこは意見の相違というところでなく、やはりそういうときは、「判決ニ影響ヲ及ボスコト明ナル法令ノ違背」、これははいまいだと思つて。こういうようなことはやはり第一号、二号みたいなような明確なときは別だが、やはり第三号の後段みたいなときは、やはり即時すくで決定して上告を棄却するということ、これは少し早計じやないかと思つておる。どうですか。

○参考人(菊井維大君) 私はまあ先ほど申し上げましたように、本文にもここに明らかに書いてありますから、極くまあ本乗上告理由としては誰が見てもおかしいようなものだけがこれによつて却下されるというのではないかと考えておられます。先ほど裁判所の構成のことをお上げになりましたけれども、これはまあ絶対的上告理由になつております関係で、そこまでやるということ、ちよつと私は考えられないと思つておる。又第一号第二号につきましても、形式的に明らかだと申しましたけれども、これだつてやはりその送達適用だとか、或いは起算点の考え方というものから申しますと、疑問が出て来ないわけでもないと思ひますけれども、併しそういうふうな議論の出で来るころは、これは又あとへ延ばすとして、要するに期間が又はつきりしておるといふふうな、期間が経過してはつきりしているというふうな場合だけをとまかく取扱ふことになるので、その点は第一号、二号のほうは、形式的に明らかだという比較の語であると思ひますが、問題をこう根柢り連柢りほちくつて参りますと、やはりどこでも若干のそういう問題は出て来るのだからと思ひます。ですからまあそこはまたやつぱり従来の裁判制度の趣旨について、我々が経験したということ、又それが将来どう變つて行くかということ、それを睨み合せながら、やはり制度を設けて行くより仕方がないと思ひますので、私はそういう心配のようなことは起らないと、又よしんば仮に起つたとしても、私には思へるのであります。

なつて、大いに輿論を喚起するといふのであれば、おのずからそこに調節作用が行われて行くだろうと私は考えますので、これが濫用されるというふうなことは、ちよつと予想されたいようには私には思へるのであります。

○一松定吉君 それは意見の相違でありますからこれ以上議論はよします。○田村得治君 例の最高裁の規則の問題ですね、これはその各条項について一つ／＼具体的に検討して見なければならぬ問題だと思つて、ただ私一般的にこういう懸念がやはりあるように思ひますので、菊井先生にはそうめつたにお会いできませんものから、幾らか希望も申上げるものですが、例えれば私が実務に携つていて、刑事訴訟規則の三十条、これが被告人の接見の制限禁止の条項なんですけれども、この母法は勿論刑事訴訟法の三十九条なんです。ところがこの二つを私もは比較して見ますと、いつの間にか刑事訴訟法の三十九条の弁護人の接見の範圍が非常に實際上制限されている。こういうふうな実はこの頃感じているのであります。で、こういうことが、實際上の突務において規則を感違ひして、非常に不当な取扱ひをやるといふふうなことも、やはり場合によつてはなるのでございませぬ。で、これは最近私具體的な問題にぶつつかつたので、成るほど規則というものを、こういうところ、母法との關係で問題があるというふうなことがわかるのですが、まあそれは併し規則が作られて、具體的な事件に當つて見ないとわからない。だからそういう意味で、この規則が最高裁の中だけで、勿論諮問機關はございませぬが、法律のような嚴重ないろ／＼な

関門を通らないで作られて行く、これは非常な問題がいろいろあると思つて、具体的に、それでは一つだけお教え願ひたいのですが、今度百九十一条、判決の書き方ですね、これが百九十一条で問題になつておるわけですが、この改正法と現行法とを比較しますと、結局改正法で簡単にされるところは、現行法の第二項に書いてある「事実及争点ノ記載ハ口頭弁論ニ於ケル當事者ノ陳述ニ基キ要領ヲ指示シテ之ヲ為スコトヲ要ス」、この点が抜けることが一番大きな問題だろうと思つて、両方と比較すると、そのほかのことは、これはもう絶対に判決という以上は必要な事柄ばかりだと思つて、だから恐らくこの百九十一条に手を付けられておるということは、この百九十一条の第二項を最高裁規則を作るときにはこんなことはもう書いても書かんでもいいのだ、こういうふうになつて来るのじやないかと大体想像するわけなんです。果してこの百九十一条に手を付けられたのは、そういうところに狙いがあるのかどうか。こういう点を一つ若しおわかりであればお教え願ひたい点と、同時に若しそういうことになれば一体どつちがいいのか。現在の百九十一条で行けば、判決だけを見ればこの當事者がどういう主張をしたかということがもう一見明白なんです。ところが新しい判決になればやはり事実を書くにしても裁判官のどうしたつてそこに一つの主観が入つて来る。誰が書いたつて、同じものを書くのじやないですか、そうすると一々原告、被告の準備書面なりそういうものを調べて見なければならぬわけですね。判決を十分見るために、これは

甚だ私不便だと思ふ。殊にそういう何
を絶えず研究されている学者の菊井先
生なんかには特に不便なんじやないか
と思ふんですね。我々実務家でも一般
に不便で、勿論これは判決を書く判事
にとつては一つの負担かも知れない。
現行法のようなやり方は負担かも知れ
ないが、こういうふうにしておくこと
が、やはりこの当事者の事実関係とい
うものを判事が丹念に追求して行くこ
うかと思ふんです。そこで私恐らくこの
百九十一条に手をつけられたのは、こ
の負担を判事から取るのだ、こういう
ところに狙いがあるように思ふのです
が、それであればなお更こういうこと
は手をつけちゃならない。百九十一条
はこのままにしておかなければならな
い、こういうことを非常に心配するわ
けなんです。これは午後裁判官の方が
来られるからこの点いろ／＼又聞いて
みたいと思つておりますが、菊井先生
のほうじやどういふふうにお考えにな
りますか。

○参考人(菊井維大君) 私もその規則
の内容のどうこうということは、又ど
ういふふうに簡素化されるのかという
ことの詳しいことは何も存じませんの
で、その点についてはこの係りの方に
お聞き願ひたいと思ふんですけれど
も、これは私はその事実及争点或いは
理由を記載するというような場合に結
局その判決を見てよくわかるというふ
うな状態は、少くとも書くように立案
されるのじやないかと期待はしている
わけです。勿論恐らく事実の記載とか
何かは今御指摘になりましたように、
非常に裁判官の負担になるものである
から、それを軽減するという議論は今

までもございまして、又狙いは恐ら
くそこに一つあると確かに思ひます。
で、従つて或いは準備書面を引用する
というふうなことが或いはできるよう
になさるつもりはないかと思ふので
す。それははつきりしたことは私はわ
かりませんが、その際に従来でも準備書
面を引用しておつたと思ひますが、そ
の準備書面も判決のあとにほうにつ
いていたかと思ふのです。今度は或い
は場合によつて、その準備書面、記録の
ほうのやつをそのまま引用して済ませ
るといふふうなことになるというふう
なことも考えられないことはないのだ
す。その点は私はどういう案を当局が
お持ちになつておられるのか知りませ
んが、併し何と云つても判決に事実と
か理由、そういうものを
書かなくちやいけないというものは、
それによつてやはり裁判を受けた当事
者が納得し、又それによつてこの上訴
をするかしないかをきめるという重要
なものですからして、それに必要な
ものは必ず書くことにならぬと、判決
書といふことの体裁をなさぬのじや
ないか、おのずからそうなるのだと私
は思つております。それから口頭弁論
における当事者の陳述に基くというこ
とは、これはやはり口頭弁論主義を基
としております関係で、やはりそれに基
いてやることは当然だと思ひますの
で、この要領を、記載を適宜としてい
うその精神が記録のほうに移されるの
ではないかというふうな莫然と想像い
たしてはいるわけでありませぬ。

○補見義男君 大分時間が経ちました
から、簡単に一つだけお伺ひしたいと
思ひます。これはお二人にお伺ひした
いのですが、それは現在特例法ができ

まして、その特例法には、この政府の
ほうからの提案理由説明を伺ひます
と、この際特例法の趣旨を恒久化し
て、これを民訴の中に規定すべしとい
う有力な意見もある、有力な意見もあ
るけれども、今回はそれをとらなかつた
のだ、こういう理由の説明がございま
すわけでありませぬ。そこでお二人にお
伺ひしたいことは、現在の特例法
を恒久化することについてどういふ
うにお考えになつておられるか、それと今
度の改正案と比較してどちらがいいと
お考えになるか、これは松本さんのほ
うは上告理由の制限自体について御反
対のようでありませぬけれども、甚だ恐
縮ですが、その点についての御意見を
伺ひたいし、又菊井さんからも御意見
を伺ひたい。

○参考人(松本正雄君) 私どもこの特
例法は名前の通り飽くまでも特例であ
つて、これはこの前の規定の通り、
六月一日から効力を失う、そう信じ
ている次第でございませぬ。これに代
るものとして民訴改正案が提出せられ
たのは、その趣旨において根本から不
賛成な次第でございまして、民訴は民訴
自体の従来不備な点を改正するという
趣旨から改正せらるべきであつて、改
正の動機が特例法を盛込もうとか、或
いは最高裁判所の事務の渋滞、審理の
遅延といふことを救済するために民訴
を改正しようといふ、その動機、趣旨
には全く根本から反対なものでありま
す。最高裁判所の審理の促進について
は我々も勿論頭を悩ましてはいるので、
これはやはり機構改革その他の方法に
よつて処理せられなければならぬ。民
訴をかように上告を制限せられること
は、やはり国民の裁判を受ける権利を

根本的に抑圧しようという点か
ら一般的に不賛成なものであります。た
だ個々の内容については、先ほど申しま
したように取上げていいような面もな
きにはもあらずと、こう考へている次
第であります。

○補見義男君 ちよつと今の問題に關
連しまして、御趣旨はよくわかりまし
た。そこで現在の特例法は特例法なん
だが、今回改正するに當つて従来の特
例法で内容としておつたものを取上げ
ることについてはやはり御反対で、飽
くまで現行民訴の規定で行くべきだ
といふふうな了解していいのですか。
○参考人(松本正雄君) さような趣旨
でございませぬ。

○参考人(菊井維大君) 私は特例法を
民訴の中に盛り込むよりなほうは、上告
を制限する上はよりいいのではない
か、又最近の上告裁判所の傾向が法
令解釈の統一というふうなだん／＼と
重点が移つておられることは、恐ら
く各国の立法もそうだと思ひますので、
又それにはその理由があると思ひ
ますので、この特例法を恒例法を恒久
化するといふことについては私もそ
ういふことが事実上非常にむずかしい
といふことであれば、現在のようなこ
とにならざるを、差当りのところなら
ざるを得ませぬけれども、併したひた
び申しますように、表面の規定から申
しますと制限のように見えますけれど
も、実際はそう制限にはならないのじ
やないか、その程度は比較的少ないの
じやないか、こういうふうにお考へてお
ります。

○補見義男君 その点でお伺ひしたい
のは、現在の特例法は「法令の解釈に

關する重要な主張」ところありまし
て、それから今度の改正案は判決に重
要な影響を及ぼすことが明らかな法令
の違背と云うなつておりました、少し
字句が違つたのですが、それはどちらの
ほうをおとりになるのか、その点をお
伺ひしたい。

○参考人(菊井維大君) それは特例法
を維持しております関係で、若し特例
法を盛込めばそちらのほうがいいと思
ひます。現在そのまま行きますと、法
令解釈の統一という色彩はやや薄れま
して、全然なくなつてしまふわけでも
ございませぬが、併しその「判決ニ影
響ヲ及ボスコト明ナル」という字句が
ございませぬから、およそ一切の法令違
背が皆取上げられなくちやいかんとい
うことになりまして、従つて事件の正
当な解決による当事者の保護という点
は、今までもよりも具体的事実について
保護という点は強くなつておられる、こ
ういふことだと思ひます。

○委員長(都立一君) 他に御質疑ござ
いませぬか。…それでは兩参考人に
一言御挨拶を申し上げます。
長時間に亘り、有益な御意見の陳述
を得、又各委員の御質疑に對して適切
な御答弁を得ましたことは、本委員会
の今後の慎重審議の上に誠に得ること
ろ甚だ大だと思ひます。厚く御礼を申上
げます。
それでは午後は二時から再開するこ
とにいたしましたので二時まで休憩いた
します。

午後一時零分休憩
午後二時二十二分開会
○委員長(都立一君) 午前に引き続き委
員会を再開いたします。

先ず参考人の方に御挨拶を申し上げます。本委員会で現在審査をいたしております裁判所法の一部を改正する法律案及び民事訴訟法等の一部を改正する法律案につきまして、本委員会の審議上参考人として御出席を願いましたところ、公務極めて御多端なところわざわざおいで頂きまして誠に有難うございます。

○参考人(斎藤直一君) 法律案、二つございまして、どちらのほうから先に申し上げますか。

○委員長(郡祐一君) どちらでも御自由にご覧下さい。

○参考人(斎藤直一君) では裁判所法の一部を改正する法律案のほうから意見を申し上げます。

この法案を拝見いたしますと、内容は簡易裁判所の事務の管轄を拡張いたします点と、家庭裁判所に現在設けられております調査官に関する改正点でございますが、その初めの点で、その点を申し上げます。法案を拝見いたしますと、三十三条一項一号中の三万円を二十万円に拡張になりまして、そして括弧内でこれまで「行政処分」の取消又は変更の請求を除くとしてありましたのを少し拡張して、「その他公法上の権利関係に関する請求」をも除くようになっておるようでございますが、結論から先に申し上げますと、この点全面的に相当であるかと存じます。

その理由がいろいろございまして、第一点は、頂戴いたしました参考資料

の中でもわかり易いのが、この二、三年地方裁判所の民事事件が全面的に激増をしておりますが、それに比して簡易裁判所の民事第一審事件の増加の割合はさほどでもないようでございます。一体今度終戦後裁判所法がございましてから新たに設けられました簡易裁判所の制度ではございまして、けれども、地方裁判所より下級の裁判所という点では、従前の区裁判所とその点の似通いがございまして、簡易裁判所で民事及び刑事の両方の第一審事件を扱っておりますというふうな類似の点からいたしまして、戦前の地方裁判所と区裁判所の民事第一審事件の比率と、それから戦後の地方裁判所と簡易裁判所民事第一審事件の比率とをこの御配付の参考資料に基いて見てみますと、それがまるで逆になっておる。戦前の地方裁判所におきましては、民事第一審の事件というものが平均が一四・七%、一五%にも及ばないくらいであり、区裁判所民事第一審事件が八五・三%という数でありましたのが、昭和二十七年、二十八年の地方裁判所と簡易裁判所の民事第一審事件を比較いたしますと、民事第一審事件総数のうち二十七年は六九・七%、二十八年は七三%が地方裁判所に参り、簡易裁判所では僅かに三〇%及び二七%、殊に二十八年になりましては二十七年よりもまだ減つておるというふうな状態でございます。自然地方裁判所におきましても、民事第一審の絶対数には余り変更もございせん関係から、負担の増加に悩んでおる実情のようでございます。

戦後におきましても著しく変動して参りまして、これも御配付の参考資料第四表に物価指数の調べが出ておりますので、これで見ますと、大正十四年に当時の区裁判所の事務の管轄が千円未満の第一審事件となつておりましたのが、それが昭和二十二年まで相当長い間続いて或る恒久性を持つておりましたので、大正十四年の物価指数を基にしてみますと、この表ではすくにはわかりにくいようでございますので、ちよつと自分で計算してみましたところ、昭和二十五年には大正十四年のときの物価指数の百二十七倍強になつております。昨年末には更に二百二十四倍強と相成つておりますので、大正十四年に千円未満が適当でありましたものは二十万円くらいまでが、物価指数の面からだけ見ますれば、適当ではないかということも一応言えると思ひますが、更にそうするとこの案のように簡易裁判所の事務の管轄の限度を二十万円未満といたすまで引上げました結果、現在の地方裁判所の第一審事件として参るはずの事件の何割くらいが簡易裁判所に参るであろうかということも考えなければなりません。その参考資料の第五表に出ておりますように、只今の地方裁判所で受理しております第一審民事事件の訴訟物の価額二十万円未満のもの、全体の六六・九%になつております。大体六七%となつておるようでございます。そうすると、この案通りに仮に実施になりますれば、現在の地方裁判所の事件中の六〇%以上ものが簡易裁判所に参り、その結果、初めに申し上げました地方裁判所と簡易裁判所との第一審民事事件の比率

というものが戦前までは参りませんでも、或る程度今とはパーセンテージがひつくり返りまして、只今の地方裁判所の陣容を持つていまして、戦前程度に民事事件をよくさばくことができないのではないかとことが考えられます。

そうすると、地方裁判所のほうはそれによいとしても、簡易裁判所のほうでそれだけの事件を消化し、且つ当事者の納得の行くような裁判ができるかという問題が出て参りますが、これは後の附則の第三項によりまして、この点は心配なくなると考えられます。その点は附則第三項について更に申し上げますこととして、なお只今申し上げました理由に、更に附加する必要があると思ひますことは、訴訟物の価額で管轄を分けましたも、民事訴訟法には二十五条に、合意管轄の規定もありませんし、二十六条に訴訟管轄の規定もありません。例えは事務の管轄が二十万円未満のものでありまして、当事者の合意又は合意に準ずるような場合に、必ずしも簡易裁判所で裁判をしても構はず、地方裁判所で第一審として裁判をしても構はず、とできるわけでありまして、又今日先ほど申し上げましたような、物価指数上昇の現象からいたしまして、不動産に關する事件、これは民事第一審の事件に中相当割合を占めておりますが、これは殆んど簡易裁判所には参らないだらうと思ひます。ただ貸金とか、金額そのもので請求いたします、金額のはつきりした事件のうち、二十万円未満のものが行くことにならうかと思ひます。当事者の側から申しましても、成るべく地元に近いところで

訴訟ができる、而も地方裁判所第一審事件と異りまして、簡易裁判所におきましては、民事訴訟法上簡易な手続で訴訟ができるようになっておるもので、自然費用、手数料の点におきましても当事者の利便を増すと考えられるのであります。

それから簡易裁判所の管轄を種類に分けさせなくて、金額だけで分けさせる結果、或いは金額の如何にかかわらず、煩雜の事件も確かにあります。これは戦後民事訴訟改正の結果、第三十一条の二というものが設けられました。簡易裁判所におきましては、自己の管轄に属する事件でありまして、その裁量によりまして相当と思ひますれば、これを上級の地方裁判所に移送することもできるのであります。現在簡易裁判所の扱いを見ておきますと、地方裁判所へ移送するということも相当やつておるようであります。煩雜な事件は、地方裁判所第一審として審判されるという機会も自然備わつておるわけでありまして、又改正案によりまして、いわゆる行政事件として、公法上の権利関係に関する請求をも簡易裁判所にはやらないこととした結果、やはり解釈をいたしましては取消変更の請求に限らず、例えは金銭の請求にいたしまして、それが前提としてやはり行政処分の無効を請求するといふようなものであります。その金銭の請求が公法上の金銭請求になりますと、やはり依然地方裁判所の管轄にとどまつておるといふことになりまして、やや煩雜事件を含み公法上の権利関係に関する事件もやはり地方裁判所でやるということにもなりますし、最後の理

第二号はやはり似たことでありまして、上告理由書の提出が期間内になかつた、或いは上告理由の記載が今度規則できめられる形式に全く反していたとします。これも本文にありまするよう、明らかな場合でありまするから、これも差支えないと思います。現に期間内に上告理由の提出がありませんために却下されておる数も相当あるのでございまして、割配付の参考資料の中にもその数が出ておるようございまして。参考資料の第三表で、これは現在の最高裁判所の上告事件でありまするが、ここに却下とありまするものが不適法なために却下されたのでありまするが、それが二十七年におきましては上告事件数の二五・一%もありまする。二十八年には一・九・二%に下つておるが、こんななくさんの上告が不適法で却下されておるが、それだけいわば無駄をやつておるようなことにも相成るうかと考えまする。

私のほうで一番研究の時に問題にいたしましたのは、この第三号に「上告方法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキハ判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」この前段に当りまするものも実例としてよくありまするもので、法令の違背を理由としませんので、事実の誤認だけを主張しておる。こう認定しつてもらつたことが不服なんだという上告理由を長々と書いておるものがありまするが、それも明らかな場合だけに限りまする。或いは若しやその中に法令の違背を言つておる趣旨が現れるのではないかというときには、これは明らかでありませんから、これ

も問題でありませんし、後段でありまするが、「判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背」でありまして、これは三百九十四条の字句の丁度裏、反対を書いておるようなものでありまする結果、よく読んでみますると、上告理由の中には、判決に影響を及ぼすことが明らかなる法令の違背を理由とするとき、それから今後は判決に影響を及ぼさないことが明らかなる法令違背を理由とするのほかに、その中間に位する理由というものであると思います。そういう時には原裁判所では却下できないのでありまするもので、これは勿論さういうあいまいなものには必ず上告裁判所に送らなければならんことになりまする。そうするとどんなものが「判決ニ影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背」になりまするかと、これは三百九十五条の各号に、現在の場合でも「判決ハ、左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス」といふので各号が挙つておるが、この各号は改正になつておりませんようです。この場合は全部これは上告理由ある場合になると思います。たといえ手續法令の違背でありましても、三百九十五条各号に該当するような違背は、これは今の三号後段には入らない。そうしてみますと、手續違背の中で、極く些末な場合、主に訓令的な規定、法令の違背になると思いますけれども、例えば上告理由の中にこんなものもありまする。当事者の一方が欠席のまま口頭弁論を終結いたしました。判決言渡期日をきましました場合に、その判決言渡期日に不出頭した当事者に対して期日呼出をしないままで判決を言渡す、それは違法で、判決が破

れる理由になるというような上告理由を挙げて参ります。これは旧大審院時代からたび／＼判決もありまして、強いてこれは呼出をしておらなくても言渡した判決は有効だとなつておる。つまり訓令的な規定の違背で、判決には影響を及ぼさないんだというところも明かになつておる。そういうようなことも考えられます。又そういう上告理由も実際ありまするので、それをわざ／＼上告裁判所に送るということも無駄なことでありまする。こういう点で原裁判所で決定で却下するということは、只今の最高裁判所に限りませず、下級裁判所でも人手の足りない際に、そういう無駄なことにかける努力と時間を、ほかの事件の實質的な審査のほうに用ひましたほうが、ほかにもたくさん事件がありまするので、ほかの事件に自然に影響も与えることになり、会面的に考えますればいい改正だろうと考えておる。なお、この決定に対しては三百九十九条第二項にありまするよう、即時抗告もできることになりまして、判断をしてもらえることになりまして、たゞ、高等裁判所がこの決定をいたしましたときには、これは最高裁判所に即時抗告ができない形になると思います。これは条文の上ではすぐにわかりませんが、私どものほうで研究いたしました所では特に訴訟法で定めた場合でなければ抗告ができないことになつておるのに、即時抗告が最高裁判所へできるという規定がほかにもありませんから、それはできないと思いますが、それはほかの決定と全く同じでありまして、特にこれだけについて例外を設ける

ほどのことではないと思ふのであります。勿論憲法違背を理由にするときは、これは特別抗告の途がありまする。三百九十九条によつてなされた決定に憲法違背がありますれば、これは最高裁判所に特別抗告ができるのでありまするから、それで十分だと思います。なお、これは上告全部についての規定でありまするがゆゑに、最高裁判所が上告裁判所ではなく、高等裁判所が上告審の場合にも同じように行つておるが、勿論私どももいたしましては又理論上さうでなければならぬと思つておる。先ほど申し上げました民事訴訟特例法は成るほどこれは最高裁判所の事件のことだけを規定してありますが、今度民事訴訟法の恒久的な改正といつたしては、いやくも上告手續でありまするのならば、高等裁判所が、上告裁判所の場合でも同じような行き方で参りません、理論上誠におかしいものになると思ふのであります。なおこの結果当事者もよほど利便を得ると思います。当事者と申しまして、よく被告の側の立場からの反対議論も聞かれるのであります。大ざつぱに申しますると、当事者の半分はこれは原告なのであります。そして一審、二審と費用と時とをかけて、漸く勝訴の判決があつたと思つても、無駄な上告のために又それが延ばされる。殊に上告審はだん／＼上へ行くほど狭くなりまする關係上、少数の判事の上告の事件が多いと、非常にたくさん事件をやることになりまする結果、事件の審理に相当期間もかかりますので、勝訴の当事者から見ますと非常に又延ばされるために困つたことになる。私どもの

ほうへも当事者から直接投書が来ることなどありまして、中には折角自分の家へ戦時中のどきどきに人に入られてしまつて、自分の本来の今までの家は焼けて、そこへ住まおうと思ふのに、戦後四年も五年も空けてもらえなくて困つておる。訴訟を起して漸く一審も勝つたと思つたら、又控訴されてまだ入れない。控訴まで行つて勝つたから、それでは仮執行して入らうと思ふとそれも執行を止められてしまつて、又上告、一体どうしたらいいんですかというような投書もよくやつて来るのでありまして、当事者と申しまして原告の側の権利保護のことも考えてみますると、やはりこういう無駄な上告というものは、この程度の制限があつても国民の私権保護に欠けるといふ非難をするまでには当らない。むしろそのための努力がほかの事件の實質的な審査に有能に用いられるということになりまして、訴訟当事者全体の利益を考へますれば利便があると思います。

なお、この結果原裁判所におきましてもこういう形式ではありまするけれども、上告審に類似した事務をやることになりまする。自然裁判官のみならずその手足となりまする書記官も、この程度の上告手續に馴れたものが欲しいのでありまするが、私どもも研究いたしましたけれども、今日の財政状態の際、こういうための書記官の増員というようなことは勿論全然要求すべきことではありませんが、最高裁判所のほうにおきましてこの法案が通りまするときは、やはり過渡期には下級原裁判所のほうにもこの種上告事務に馴れた書記官等を交代して密に

らるべきことではないと思ふのであります。勿論憲法違背を理由にするときは、これは特別抗告の途がありまする。三百九十九条によつてなされた決定に憲法違背がありますれば、これは最高裁判所に特別抗告ができるのでありまするから、それで十分だと思います。なお、これは上告全部についての規定でありまするがゆゑに、最高裁判所が上告裁判所ではなく、高等裁判所が上告審の場合にも同じように行つておるが、勿論私どももいたしましては又理論上さうでなければならぬと思つておる。先ほど申し上げました民事訴訟特例法は成るほどこれは最高裁判所の事件のことだけを規定してありますが、今度民事訴訟法の恒久的な改正といつたしては、いやくも上告手續でありまするのならば、高等裁判所が、上告裁判所の場合でも同じような行き方で参りません、理論上誠におかしいものになると思ふのであります。なおこの結果当事者もよほど利便を得ると思います。当事者と申しまして、よく被告の側の立場からの反対議論も聞かれるのであります。大ざつぱに申しますると、当事者の半分はこれは原告なのであります。そして一審、二審と費用と時とをかけて、漸く勝訴の判決があつたと思つても、無駄な上告のために又それが延ばされる。殊に上告審はだん／＼上へ行くほど狭くなりまする關係上、少数の判事の上告の事件が多いと、非常にたくさん事件をやることになりまする結果、事件の審理に相当期間もかかりますので、勝訴の当事者から見ますと非常に又延ばされるために困つたことになる。私どもの

する裁判官、それから弁護士、十分広く意見を聞かれまして、多数の意見の一致するところで、それに基いて合理的な規則を作つて頂きたいということを考えております。一々内容の細かい点をどうしようということまでは強いて意見を申し上げることもないと思ひますので、第四の点につきましてはこの程度にいたしておきまして、ふつつかはありますでしたが、以上を以て一通り終ります。

○委員長(郡祐一君) 右難うございまして。

引続き最高裁判所判事の小林俊三氏から意見の御陳述をお願いいたします。

○参考人(小林俊三君) 私小林俊三でございます。

今回の改正案の実際の事務には携わつておりませんが、最高裁判所の裁判官として、従来の体験等から今度の改正案を眺めました点から意見を申し上げたいと存じます。

結論を先に申し上げますと、大体において賛同をいたしたいと存じます。そして是非この改正案が成立することを見望するのであります。そしてこの改正案の裁判所法の関係は、簡易裁判所の事務管轄を拡張する点、それから民訴の改正は上告理由の範囲を或る明確な限界を設けるといふところにありますので、これは上告制度にも関係いたしますので、その点を少し遡つて申し上げることが必要であらうと存じます。

が、だん／＼時勢の状況と申しますか、非常に刑事事件が多くなりまして、二十六年度が最高の形を示したのであります。刑事が八千七百五十七件で民事が千三百一件、一万件を超えたのであります。それを大審院時代の戦前昭和十六年までの十年の年間平均でと、これは五千八百八十四件、これで結局さうして大審院時代はこれも御承知のことです。裁判官は最少の場合でも三十名を下つたことは恐ろしくないと思ひます。多いときは四十五名、その代りその処理する対象は非常に広汎ではありましたが、とにかくさういふ状態であつたのであります。この状態で最高裁判所はそのまま続けて行くのは人間としての能力の限界に達してつて、それを超える状態がだん／＼増加して行く、さういふわけだつたのであります。それで、なせさういふ状態が起つたかといふことはこれは関係方面、関係方面と申しますのは、日本のこの制度に携わつた方々の意味であります。さういふ見通しはなかつたのだらうと思つてあります。一般に二つの面から考えられますが、一つは裁判官の数を十五名にしたといふこと、それからその半面に、事務処理の面においては刑訴は大體相當の理由の制限がありますけれども、併し實際上告に現れて来るのは、これは裁判官自身が直接その責任において処理しなければならぬ状態に置いてそのまま制度を残したのであります。従つてこの二つの非常に人数を少くしたといふこと、それから事務処理の現実の面が、法律の理由の制限にかかわらず、現実の面が非常に煩瑣な複雑な、さうして幾らでも増加す

る形のままに残したといふところに、さういふ形が、或いは原因が生じたのだ、さう考へるのであります。それでこの十五名の裁判官といふ数でありまして、御承知の通り新憲法の裁判所の位置といふものは非常に高くなりまして、特に最高裁判所の職責といふものは重く、それから裁判所全体としまして非常に仕事の方面が広くなつたのであります。この中で最も注目すべきことは、裁判所が完全に独立したといふこと、それから最高裁判所が違憲審査権の最終の段階の地位を得たといふこの二つの面が、この最高裁判所のさういふ位置を保つて、さうして重要な仕事を裁判官の数といふものをさう多くするわけには行かん。併しながら日本の大審院時代から仕事は大體法令違背といふことを特に制限なく処理して参つた現実があります。それから非常に裁判官の数も多かつたのであります。さういふ事実から全然飛躍するわけにも行かないので、結局十五名といふような一種の妥協的な数に到達したのではないかと、これは私の解するところでありまして、私見によりますればアメリカのように最高裁判所の受取る事件が非常に狭く、さうして又受理の制度が非常に狭く、あそこは九人でありまして、日本でも九人若しくはもう少し少くてもいいのじやないかと思つております。併し日本の旧來裁判所構成法以來の数十年に亘る体験、國民の間の一つのあり方をそのまま捨て去つて、急にさういふところへ飛躍するわけには到底行かないのであります。そこで十五名といふような数にきめたのであらうと思つてあります。同時にこの最

高裁判所の裁判官の職務は一番重いは、やはり違憲審査の仕事であります。これは全裁判官が関与しなければならぬのであります。それから一方に國民審査といふ一つの制度がある、裁判所の地位が非常に重くなつたため、特に最高裁判所の裁判官について國民審査のような制度まで設けられることになりましたのは、これは法治国としての当然の要請でありまして、新憲法の精神もさういふ法治国として民主國家として、法治国の体制を確立することが最も肝要であるといふ見地から、さういふような手続まで定められたのだらうと思われま。従つてさういふような裁判官の数をただ事務的な面からのみ見てさうたくさんにするわけには行かない、そこで十五名といふ数に落ちついたのであらうと考へられます。然るにその他の面の事務処理の範圍であります。これは刑訴は御承知の通り相當範圍を定めまして、けれども、民事はさういふこと、刑訴に提起されれば、裁判官自身の責任で処理を必要とする關係にあつたのであります。そのために如何に全然問題にならんような上告趣意でありまして、とにかく我々の責任においてその判決書を作る。さういふことになりまして、さういふことのために大きな事件が相當犠牲になるような状態が現われて来たのであります。まあさういふ山積して行詰りの状態に當面するに至つたのであらうと、さう考へられます。

ります。今度の改正は私の見るところでは、一番の眼目はさういふ不合理な面のあるのをこれを調整するのが第一の主眼でありまして、それと同時に結果として最高裁判所のほうもその事件の山積を幾分でも調整するといふ効果を狙つたものであらうと、さう考へるであります。

それで先に民訴のほうの問題を申し上げますが、この最高裁判所は終戦後あつたのは非常に少いのであります。最高に現われた統計を調べて見ますと、二十四年は五百二件、それから二十五年は六百五十一件、二十六年になりまして千三百一となつて、それで二十七年になりまして、急に千八百八十二件、それから二十八年は千九百八十二件、この分で行きますと、民事といふものは相當に増加して行くことが考へられるのであります。これは國が整頓して来ますと、刑事がずつと減りまして、民事のほうが多くなるのは確かにはまあ祝福すべきことでありまして、戦前の大審院時代におきまして、民事部のほうが多かつたのであります。で民事のほうを見ますと、この二十六年の八千七百何件といふのが順々に減つて来ております。それで二十八年にはこれが六千九百七十六件となつておりますから、だん／＼減つて行くと思ひたいだらうと思つてあります。さういふような關係におきまして民事が非常に減つて来ると、民事事件といふものは御承知の通り非常に細かい理論とそれから正確を要する。正確は民刑を通じて必要でありますけれども、特にその民事の当事者双方の主張は非常に細かくていらく、多岐に亘るの

ですが、あいまいなものにはこれには入らんで、あいまいなものには上告審に送らなければならぬということもわかる。あいまいであるとか、明らかであるとかいうことはその判事の主観的でさめるのだから、それがそこに非常に不幸がありやせんだろうか。もう少しこれを明確にするか、然らざればこれはもうとつてのけて、三号は「上告が法令ノ違背ヲ理由トスルモノニ非ザルトキ」ということで一、二、三とこうしたほうがいいじゃないだろうか、その点を一つもう一遍話して下さい。

○松定吉君 これが明らかな法令の違背……

○松定吉君 主観的でしょう。

○松定吉君 それにはもう少し具体的に民事訴訟法の三百九十五条みたいなようにすればわかるのだが、三百九十五条は「判決ハ左ノ場合ニ於テハ常ニ法令ニ違背シタルモノトス」こうあるね。この場合は即ちこれが明らかなものだ、こういうようにすれば三百九十五条のように具体的に列挙すれば、そういう問題はもうなくなるだろう。

○松定吉君 つまり絶対的の上告理由のようにしたほうがよいかという御意見でございますか。

○松定吉君 どうもこれだとすると、判事はこれは明らかに判決に影響を及ぼさんことの明らかな法令の違背だからとつてびつと却下しちゃう、こうやれる。そうするとその次で即時抗告をすることができまますけれども、これは少しく自由裁量に余り広範に逸脱し過ぎていやせんだろうかという疑いを持つのだね。民訴の三百九十五条みたいなものをこしらえれば、これを物差にするからすぐわかる。

○松定吉君 この三百九十五条はこれはもう一号から五号まではお読みの通りに非常に形式的にはつきりしてしまふのですね。ただ第六号だけが非常に広範に見えるのでありますが、この部分も従来はつまり一目してわかるような理由不備若しくは理由不備をこの六号の中にさういうのが入るのだ、こういうふうに入つておつたようであります。ところがこれがだんだん在野法曹のほうで何でもこれへ持つて来てやるので、実際さう解釈している以上に非常に狭つておるといふうな、その狭つた部分は今度の改正の法令の違背のほうへ結局法令の違背の主眼の中へ入つて来るのだからさう思うのですが、それでも判決に影響を及ぼすものが私はあるだろうと思います、場合によつては……ですから絶対的の上告理由の中に今おつしやつたようなのをここへ入れるということは、これはほかの五号までの対比上非常に無理ではないかと思つてございませう。

○松定吉君 この六号自身も五号までの五つの事項と非常に違ふのでありますから、今言つたような解釈が従来用おるのですね。すぐ一見してわかる甲という事実を認定しておりながら乙という結論

が出ておるのです。判決自体でわかると、このようなもの……

○松定吉君 そういふものでないといかんのです。一見してわかるやつ、それだからこれはつまらんとほんとと却下するといふことはわかる。

○松定吉君 併しそれ以外のもの、例えば判決にはちやんと筋が通つておるけれども、よく読んで見ると、甲という事実を認定して、やはり甲という結論が出ておるものを、よく見ると、どうしても甲という結論は出て来ないというふうなのは、これは六号へは入らないので、やはり今度の改正によれば、こつちのほうの枠へ入つて、上告して来れば……でさういう理由を主張して来れば、高等裁判所では、これは少し影響がないと、はつきりわからないのですから、これはやはり最高裁判所で……

○松定吉君 最高では却下できるのですね、さういふときは……

○松定吉君 これは非常に明確で、もう上告の裁判所に、高等裁判所に送る必要のない、こんな馬鹿々々しいものをいふことが現に明らかであるものをほんど駁とばすという意味であるか。それは一、二、三号の場合も明らかになつておる。それで三号の場合も明らかになつておるのだから、齋藤さんの話で思つておるのですが、齋藤さんの話でそのあなたのさつきの話、どうもあいまいなものはやはり最高裁判所に送るようになつなければいかんので、この範囲に入ればすぐ却下できないというような説明をなさつて丁度おられたようですが、これを私はさつき、菊井東京

○松定吉君 二点ばかりお伺いいたしますが、この三百九十四条の上告理由の中にすね、判例の違背ということが盛り込まれておりますか。刑訴ではさういふふうに入つておりますが、これは午前中、何か日弁のほうの御意向なんか聞くと、判例違背の場合は、法令違背の中に含まれるような考え方も幾らかあるようにおつしやつたようです……

○松定吉君 いや、私は……

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

○松定吉君 これは例の即時抗告の規定があつて救済できるけれども、少し行き過ぎじやないかと思つてすけれども、これは意見の相違ですから、よろしうございませう。

で、非常に絞りをかけてありまして、本文で明らかな場合と言つておりませう。ほかに又三号の後段になりますと、そこでも一遍「影響ヲ及ボサザルコト明ナル法令ノ違背ヲ理由トスルモノナルトキ」と言つておられますので、特に当事者を使宜呼び出して審議するということすらもいたさないでやる手続で、上告書類だけを見る、原判決をとつて照り合して見る、それからあと送達報告書などで期間を調べるといふふうなごしかししないでいたしなす決定でありますから、もう一見明瞭な場合でなければやり得ないことであるから、その心配はないと思ひますし、私も長年裁判所で仕事をやっております経験上は、判りに裁判をいたしなすときは、こういうもの適用範囲は狭くしがちのものであります。殊に仮に原裁判所で各号に該当するといふような客観的な場合であるにかかわらず、事件を上告裁判所へ送りまして、上告裁判所でおなじやうな理由のありますときは、次の三百九十九条の三で、上告裁判所は口頭弁論を経ずして判決を以て上告を却下することにいたしますので、先ほど申しましたが、少しでも不明瞭だといふときには、これは上告裁判所が却下して普通でありませう。原裁判所自体がやりまして御懸念のないことは、丁度原裁判所自体が更正決定をなし得ると同じように考えられるのだらうと思ひます。

○一松定吉君 それは意見の相違ですから……

○参考人(斎藤直一君) 先ほど申しましたことについて、或いは龜田さんのお聞き取り頂きましたらうちに誤解があるといけませんから、ちよつとも一度補足させて頂きたいと思ひます。先ほど原裁判所でこの程度の上告審的な事務をやることになるという前提で申しましたら、書記官のほうで過渡的には或いは手続上のことで慣れんかも知れんから、一時そういう事務に慣れた者と交代ということを申しましたが、それは全く実質に触れさせん、書記官として形式的にいたしなすところの送達でありますとか、通知でありますとか、呼び出しというやうなことだけに限られまして、こういう上告状が出たときに主休調査をするやうなことに全然触れる問題じゃないのでございませう、その点誤解を頂かないように申上げておきます。

○羽仁五郎君 お二方に伺いたいと思ふのですが、或いは失礼なことを伺うといふように思召になればお答えを頂かんでもよろしいのでありますが、裁判官をしていらつしやいまして、裁判の判決といふものは一体どの程度まで正しいものであらうか、どの程度まで誤りがあるものであらうかというやうにお考えでございませうか。甚だ失礼なことを伺うやうですけれども、実は失礼の意味ではないのであります。明治の初年に長く裁判官をやつておられた方の感想といふものが述べられたのを拝見しましたときに、それはなか／＼尊敬せられたといた裁判官のやうでありますか、どうも裁判の判決といふものは半ば近く誤りがあるのではないかとこのやうな感想を洩らしておられたといふことを拝見したのであります。これは、その方の特に主観的な御判断であるのか、それとも一般

にそういうふうな考えられてよろしいものであらうか、その点についてお答えを頂きたいと思ふのですが、如何でございませうか。

○参考人(小林俊三君) 非常にむずかしいお尋ねなものでございませう、自分だけについて考えてみますと、一般的なことには申上げられませう。一審、二審を経て来た裁判が最高へ参りまして、非常に複雑な困難な問題については相当に悩むわけでありませう。そういう問題は一度に合議をしても片付きませんで、何度も何度も合議をしてやる。そうしてその上で結局どちらかにござまる。それからこういうことをもう少し調べなければどういふ結論は出ないといふやうな態度でありますので、私が見た限りにおきましては、これはとにかく正しく判断をしたもので、その誤りはないのじやないか、こういうふうな考へるので、それ以上はまあ神様でないからという弁解を申上げるほかなないのであります。それでも或いは誤りがあるかも知れんという懸念はどこかにひそむわけでありませう、併し自分としてはそういう懸念を生じないところまで、ほかの皆さんもそうだろうと思ひますが、そういうところまで、各所を叩いた上で判断に到達するといふのでありますから、つまり良心的にさつぱりするところまで来ませんと、到底最後の判断に到達いたしませんで、先ず自分は主観的にはそう誤りはないつもりで判断をしておる。こういう程度のお答えを申上げておきます。

○参考人(斎藤直一君) 只今小林裁判官からお話の点と全く同じ見解を持つておりますが、もう少し違つた方面からお答え申上げてみますと、裁判は、民事の裁判は、当事者が争つております事実をきままして、それからそれに法律上の判断を下して参りますから、法律上の判断の点では、これはもう確かに確信を持つてこれが正しいと思ふ判断をして行くわけでありませうけれども、これには見解の相違もございませうから、上級の裁判所へ行つて敗れることもありませうので、法律上の解釈について、或いはあとで上級裁判所の判断のありました結果、やはりあの裁判をやつたときの解釈は間違つていたと感ずることすらございませう。

今度は事実の認定でございませうが、これは必ず或る客観的事実が存在するに相違ないわけでありませうけれども、これはやはり人間でございませうから、又客観的な事実をつかまえる材料によつてつかまえて行かなければなりませんので、この材料は、今の訴訟の形では、当事者のほうで法廷へ持出しました材料だけで判断しなければならぬ建前になつております。材料を持出してくれなければ、判断のしようがありません。結果から言つて、ほかの第三者で客観的事実を、裁判所が認定いたしました事実と違つたことを確実によく知つておられる方から見ますと、あの裁判は間違つていたと批評されることがあるかも知れませぬ。これは裁判官といたしまして、良心上ちつとも今の制度の下で恥かしくもやましくも何ともないと思つておりますし、例えて言いますと、金を貸したから返してくれという請求に對しまして、返したのだといふことを

主張いたしますと、裁判所は今度はその両方の言ひますことに束縛されまして、返還したかどうかという点だけを判断いたしましたので、そのときに返したという証拠が何もありませんで、逆に貸したほうから、この通りまだ借用証があると申して出されて参りますと、仮にそれがどこかにそういう事実を客観的に知つておる人がありまして、あれはたま／＼借用証がないとか何とか言つて返してもらわなかつたのだ、實際は返したんだと言ひませう、それを証明する人でも出て来ませぬ限り、裁判所としては、まだ返済がないのだとして裁判して、それが正しい裁判だとやつて行くよりほかに方がないものでございませう、意味のとりによりまして、裁判官としても正しい裁判をしておるといふ確信は必ずしもないのでありますけれども、ほかから客観的に見たときに、あの裁判は違つておるといふ批評が出て来ないでもない。これは止むを得ない。そういう程度でございませうから……お答えになるかどうか、そんなふうには……

○羽仁五郎君 もう一つ伺いたいの、先ほど小林裁判官のお述べ下さつた中に、民事訴訟法の改正のことについて、現状のいろ／＼の差支えといふことだから、或いは今ここで問題になつておりますやうな、こういう姑息な改正といふやうなお言葉があつたやうに思ひますのですが、若し現在の改正といふものは姑息なものだといふふうにお考えであるとすれば、姑息でない、最も根本的な方法として、そうして実現の可能性がある方法として、何かお考えがございませうかと思ひます。

○参考人(小林俊三君) いや、先ほど申し上げたのは、そういう意見の方があるかと申し上げたのでございます。ですが、私はそう思わないのでございませう。それで、そういう御意見の方は民事特例法をもつと延ばして貰いて、そうしてもつと落ちついて改正を全面的に考えたらいじやないか、こういう御意見のようです。

○龜田得治君 今日この議題と少しそれるのですが、こういう機会にちよつとお聞きしたいのですが、現在の規定で行きますと、憲法違反の虞れがある法令の審査を最高裁に求める、こういうことは第一審として受付けてもらうという事ができない、こういう状態になつておりますね。憲法の精神から言うならば、新しい最高裁の性格任務から言つて、それができるのが私ども本当じやないか、こう思つておるのです。そういう立場がはつきり出て来るのであれば、憲法なり或いは重要な法令の違背、そういうようなものが最高裁に集中して行く、仕事は……それ以外のことはもう高等裁判所までの段階でけりをつける、こういうふうな行き方も私非常に意味があると思ひます。ところが、現在ではそうじやなしに、非常に中途半端な、これは刑事関係などではもつと上告が多いのですね。事実誤認の問題なんかでも例外的に入つて来ますね。そういう意味で、最高裁の構成というものは一体今後どういふふうに進んで行くかと思つておるのか、非常に興味があると思つておるのか、この点がはつきりして来れば、どちらの方向でも私は意味があると思つておるのですが、それがはつきりして来れば、来ればと言ひますか、それをはつきりさ

せることがやはりこういう部分的な一応の改正をやつて行く際にも必要なことじやないか、こう思つておるのです。恐らくその点は最高裁の判事さんたちもお考えになつておると思つておるのですが、終局的に一体どういふふうに機構というものを考えになつておるのですか。殊に憲法違背の法令の審査を第一審として初めからやる、そういう具体的な紛争、事件が起きなくても、国会が憲法違背の虞れのあるものを可決した、誰かがそれを最高裁に持出せばそれを審査してやる、そういうところまで一休進む気なのかどうか。そういうふうになつて、むしろ細かい事実関係なんか整理して、私は或る意味でさだと思ひますが、そこいらのことを少し御説明をお願いしたいと思います。

○参考人(小林俊三君) 只今の御意見は、これは私としてはちよつとお答えしにくいと思つておるのです。なぜなれば、これは日本の国民がどういふふうに行つて行くかというお考えでございまして、特に国会においておきめ下さる方向なんでありまして、最高裁判所の裁判官の中でも、これはその点については各自めい／＼違つておると思ひます。いろ／＼な意見を持たれるだらうと思ひます。現在は御承知のように日本の最高裁判所は違憲審査権を持つておられるけれども、それは係争に關連して取扱うものだ、外国の或るところであるように、最高裁が直接法令違背の訴えそのものを審理する制度になつておりませんので、紛争、権利を侵害されたり、或いは法律關係に争ひがあることに關連したその法令が憲法に違背するや否やを第一審から始める、

こういう解釈をとつております。いすれがいいかという事は、今私は申し上げても、これは個人の意見に過ぎませぬし、私自身としてはもう少し考えてみないと申し上げられないと思ひます。が、最高裁の今の解釈としましては、前に判例も出ているし、そういう次第であります。

○委員長(都詰一君) 他に御質疑はございませぬか。それでは参考人のお二方に御挨拶を申し上げます。本日は長時間に亘りまして有益な且つ貴重な御意見の陳述を得、又適切な質疑の御応答を得まして、本委員会としては誠に得るところ多大でございました。厚くお礼を申し上げます。本日はこれを以て散会いたします。午後四時四十九分散会

四月三日日本委員会に左の事件を付託された。
一、千葉地方裁判所佐原支部を甲号支部に昇格の請願(第二一〇六号)
第二一〇六号 昭和二十九年三月二十六日受理
千葉地方裁判所佐原支部を甲号支部に昇格の請願
請願者 千葉原佐原市長 坂本 齊一 外百三十四名
紹介議員 川口 爲之助君

千葉地方(家庭)裁判所佐原支部は、取扱事件が逐年増加の一途をたどり、法定合議事件の発生も少くなく、特に最近において少年事件の激増に伴い権限甲号に属する事件はまことに多いが、これら法定合議事件と少年事件は千葉地方裁判所八日市場支部において取り扱

われており、当支部管内から八日市場支部に至るには交通が不便であるため、事件の送致、家族の面会、訴訟の連絡等にきわめて困難を感じている状態であり、従つて事犯取扱の目的達成を阻害することはなほだしく、一般民衆の被むる不便損害は堪えがたいものがあるから、本支部を甲号支部に昇格せられたいとの請願。